

# 月借錢解に関する基礎的考察

## 一 はじめに

正倉院文書には一〇〇点を超す大量の月借錢に関係する史料が含まれている。これらは、月借錢の仕組みだけでなく、律令国家財政の構造や、月借錢を利用した中下級官人の性格・実態を探ることのできる好史料として、これまで多くの注目を集めてきた<sup>(1)</sup>。これらの研究史の整理は、鬼頭清明・中村順昭・山下有美・市川理恵の各論考に譲り、要点のみをごく簡単に摘記する。

相田二郎は利率・期間・質物などの基礎的研究に基づき、経師等の生活の苦しさ、月借錢がさらに余裕を奪うことを指摘した。鬼頭清明は、律令国家の経済構造を実物貢納経済と規定し、流通経済をその補完と位置づけ、出挙銭の分析により律令国家財政の構造を把握する方向を打ち出した。造東大寺司による月借錢運営と一部官人による月借錢の請負や私銭混入による利益獲得を指摘し、その対極に生活困窮のために月借錢を借りざるを得

栄原 永遠男

ない大多数の写経生の存在を対比した。弓野瑞子も、同様の観点から、奉写一切経所が独自に運営した財政機構の分析を進めた。ついで栄原は写経生たちの生活実態（困窮による借用とさらなる困窮）を具体的に描き出そうとした。また宝亀年間の月借錢が始二部・更二部の写経事業の時期に行われたことを指摘した。これに対して中村順昭は、写経生が生活の困窮から月借錢を利用したことを認めつつ、そのみで説明することに対する疑義を表明した。山下有美は、月借錢における写経所の主導性を示し、請負や私銭の混入による利潤の獲得を否定した。市川理恵は、比較的裕福な下級官人が月借錢をテコに出世の手掛かりをつかもうとしたという上昇志向を重視した。

これらの研究では、月借錢が借用人に及ぼした影響、律令官司財政との関係、運用主体、借用人の性格などに議論が集中し、多くのことが明らかにされてきた。しかし、正倉院文書の中に残っている月借錢解が、提出された後に奉写一切経所の事務局の中でどのように事務的に処理され、どのようなにして現在まで残ったのかという問題の検討は、これまでほとんどな

されてこなかった。このため、そもそも現存している月借錢解とはどのような性質のものなのか、というもつとも基本的なことが問われたことはなかった。この疑問に答えるためには、月借錢解の提出、受理、貸付け可否の判断、貸付けの実行、返済、返済後の事務処理に至る月借錢の全過程について総合的に検討することが必要である。この点に関連して、鬼頭清明が次のように指摘している。

- (a) 借用希望者が解文の事書から署名まで記して上馬養に提出する。
- (b) 上馬養は月借錢を支給したことを確認して充銭文を記す。
- (c) 月借錢請求文書は、上馬養の手元で連巻として保管され、借用証として管理される。

(d) 借り手が月借錢を利息とともに返納した時に収納文を記した。  
また中村順昭も、宝亀年間の月借錢解について次のような重要な指摘を行っている。

- (e) 月借錢解の継目裏に写経所の案主上馬養が「養」と署しているの  
で、個々の写経生が提出した月借錢解は奉写一切経所で貼り継がれた。
- (f) 借錢が返済されてから、反古紙として、貼り継がれたままや一通  
ごとに、他の反古文書とともに貼り継いで、裏に食口案帳が書かれた。

(g) 他史料には、月借錢解が残っていない借錢が多数記されているの  
で、月借錢解は、現存以外にも多く作られた。

以上の鬼頭・中村の指摘はいずれも重要なものであるが、具体的に検討

されたわけではなく、一般的な指摘にとどまっている。

そこで本稿では、以下の考察を進めるにあたって、次の視点を持ちたい。月借錢解には、各過程ごとの記載が重層的に書き込まれている。月借錢解を、月借錢に関して行われたさまざまな行為が層をなして埋め込まれている複合体と捉える必要がある。それらを段階ごとに識別することによって、月借錢の全過程を明らかにすることができる。この識別作業は、大日古<sup>(2)</sup>やモノクロ写真でもある程度までは行うことができるが、より正確には、原文書にあたって、実務を担当した係官がどのような順序で必要事項を記入しながら事務を処理していったか、具体的に考察していくことが必須である。

筆者は、幸い二〇一三年から二〇一七年までの五年間、開封中の一時期に、原文書を子細に観察するという得難い機会を与えられた。本稿はその成果に基づいて、上記の点の解明を目指すこととする。観察にあたっては、原本調査の利点を生かして、肉眼で朱・墨の色調・濃淡を見極めることを基本とした<sup>(3)</sup>。正集・続修後集の朱の検討はすでに『影印集成』<sup>(4)</sup>で行われており、それを参照しつつ続々修についても観察した。その場合、事務処理が個々の月借錢解を単位として行われることに基づき、その一通の範囲内で見分けていき、必要に応じて他の月借錢解との比較も行うこととする。

正倉院文書には、月借錢解以外にも月借錢関連史料や借金申込書などの関係する史料が含まれている。本稿では、これらを総称して「月借錢史料群」と総称する。弓野瑞子はそのいくつかを取り上げて、奉写一切経所の内部帳簿として分析し、山下有美がさらに深めている。しかし、まだ十分

に分析されているとは言い難い。月借錢解とその関連史料を総合的に検討することによって、月借錢の運用の実態をさらに明らかにしていく必要がある。

なお、「月借錢」の用語自体は、すでに天平年間から見えている<sup>(5)</sup>。しかし、その具体的な運用実態は明らかでなく、はたして宝亀年間のものと同列にあつかえるか不明である。後述のように、月借錢史料群が集中的に存在するのは宝亀三年（七七二）から六年の間であるので、本稿では、ひとまず考察の対象をこの時期の月借錢解に限定する<sup>(6)</sup>。

## 二 月借錢の定義と認定

月借錢の定義として、山下有美は「月ごとに一定の利息がかかる借錢」とし、市川理恵は「古代における錢貨の利息付消費貸借であり、出拳錢の一種である。月ごとに一定の利息がかかるのが特徴」とする。本稿では、山下が明らかにした写経所の主導性に注目して、月単位で利息を決めて錢貨を関係者に貸付けて本利を回収する制度としておく。これに基づき、まず最初に、月借錢解とそれ以外のものとの弁別、すなわち月借錢解の認定を行う。その場合、月単位に利息がかけられていることがわかること、「月借錢」という文言があること、後述する充錢文・収納文・完済符号があることに注意する。それにもとづき、本稿では表1の九六通を月借錢解と認定する。以下では表1の番号を月借錢解のID番号とする。

次に、これまでの研究成果を参照しながら、No.1を例として主な用語等

の整理を行っておきたい（挿図1）。

a 謹解 申請月借錢事

o 合参伯文 b 利別月卅九文 質物布二端

c 右件錢、限二箇月之内、本利共備、將進上、

若過期限、料給時質物成売、如数

進納、仍録事狀、謹解、

宝亀三年二月十四日 d 給当麻鷹養

e 償「若倭部益国」

f 「敢男足」

g 依員行

h 司

i 上馬養

j 三月廿四日納卅九文利

k 四月廿四日納利卅九文

l 六月十三日納三百六十五文 <sup>m</sup>三百文本 <sup>n</sup>六十五文 <sup>五十日利</sup>

a 書き出し 冒頭に借用希望者の名前が来ることもある。

b 月単位の利率 宝亀三年は一〇〇文あたり月一三文、宝亀四年以後は同一五文。

c 返済誓約文言 返済の期限内に本利ともに備えて進上すること。期限をすぎれば料給時（布施支給の時）に質物を売却して数の如く進納するむね誓約している。借用者の希望返済期限は、この場合「二箇月」。借用者が複数の場合「四人生死同心」などの連帯責任の決意を示す文言が書かれることがある。

d 借用希望者 以下、月借錢の借用を希望するものを「借用希望者」と呼

| 質物                                               | 期 限        | 保証人・保証文言<br>(注3)                    | 充銭文 | 収納文 | 完済<br>符号 | 継目裏書 (注4)        |                  | 背 面                      | 備 考                                                                                     |
|--------------------------------------------------|------------|-------------------------------------|-----|-----|----------|------------------|------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                  |            |                                     |     |     |          | 左                | 右                |                          |                                                                                         |
| 布2端                                              | 2箇月<br>料給時 | 償「若倭部益国」<br>「敢男足」                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案C<br>19/202~203       |                                                                                         |
| 家既在左京5条<br>7坊                                    | 布施給時       | 償陽胡「穂足」                             | ○   | ○   | ○        | *2<br>(微存/微存)    | *2<br>(全/半存)     | 食口案D<br>21/158.11~159.7  |                                                                                         |
| 布1疋                                              | 料給時        | 償「若倭部益国」<br>「金月足」                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案C<br>19/204~205       | 利17は異例                                                                                  |
| 家1区                                              | 2箇月        | ×                                   | ×   | ×   | ○        | 切断、○1<br>(僅存)    | *1<br>(半存)       | 食口案C<br>19/203~204       | 質物詳細〈地16分之半板屋2間、在右京3<br>条3坊、又口分田3町葛下郡〉                                                  |
| 調布3端                                             | 料給日        | ×                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案C<br>19/205~206       |                                                                                         |
| ×                                                | 布施給日       | ×                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1 ○1<br>(半存/半存) | 食口案C<br>6/342~343        |                                                                                         |
| ×                                                | 1箇月        | 「大羅嶋守」                              | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *2<br>(半存/半存)    | 食口案D<br>21/159.8~160.4   | 「大羅嶋守」は償などとはないが、借用者の<br>横に並べて書かれていること、自署である<br>ことから償人と判断した                              |
| 婢阿古女(年30)                                        | 2箇月        | ×                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ナシ               | 食口案D<br>21/160.5~161.3   | 「相知受客乙麻呂」は「償」「證」とはなく<br>「受」とあるので、借用者の一人か。元金分<br>は施で返済されているが、利息分は納めら<br>れていない。銭以外での返済の事例 |
| ×                                                | 1月         | ×                                   | ○   | ×   | ○        | ○1 *1<br>(僅存/半存) | *1<br>(半存)       | 食口案C<br>19/199.11~200.7  | 利22は異例                                                                                  |
| ×                                                | 料給日        | 證「敢臣男足」<br>證「他田嶋万呂」                 | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案C<br>19/200.7~201     |                                                                                         |
| 大刀身3隻                                            | 1箇月        | 「償金月足」                              | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/161.3~12      | 本の返済記録なし。「不用」の異筆あり                                                                      |
| 板屋1間                                             | 1箇月        | 償「布師千尋」                             | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1 ○1<br>(全/半存)  | 食口案D<br>21/161.12~162    |                                                                                         |
| ×                                                | 2箇月        | 償「丈部浜足」                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1 ○1<br>(全/半存)  | 食口案D<br>21/163~164.2     |                                                                                         |
| ×                                                | 1箇月        | ×                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1 ○1<br>(微存/微存) | 食口案C<br>19/198~199.10    | 申請人と受銭人が異なる。『影印集成』は継<br>目裏書(左)を*1(僅存)、(右)*1(僅存)、<br>○1(半存)とする                           |
| ×                                                | ×          | ×                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *3 ○1<br>(半存×4)  | 食口案D<br>21/165.3~13      | 前後の貼継から宝亀3年とみてよい                                                                        |
| ×                                                | 料給日        | 償「出雲乎麻呂」                            | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/164.2~165.2   |                                                                                         |
| 各板屋1宇(久<br>津)                                    | 当冬衣服給      | 6人等生死同心                             | ○   | ○   | ○        | *2<br>(半存/半存)    | *1<br>(半存)       | 食口案E<br>22/286~289       | 『史料目録』は継目裏書(左)を*1(半存)、<br>『影印集成』はそれに加えて朱書(微存)切<br>断もあるとする。実見結果を示す                       |
| ×                                                | 1箇月        | 償人常世「真吉」                            | ○   | ○   | ○        | *2<br>(全/微存)     | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/128.12~130.9  |                                                                                         |
| ×                                                | 給料         | 償「秦度守」<br>相證「高向小祖」                  | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/126.11~128.11 | 追加借錢200について本利とも記載なし                                                                     |
| ①布4端<br>②布4端<br>③布1端<br>④布1端                     | 料給日        | 4人『生死』同心                            | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/172.13~175.1  | 華浦継手だけ完済符号の合点がない                                                                        |
| ①布4端<br>②布4端<br>③布2端<br>④布1端                     | 料日         | ×                                   | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/166~167.12    |                                                                                         |
| ①布4端<br>②布4端<br>③布4端<br>④布4端<br>⑤布4端<br>⑥布2端(抹消) | 布施給時       | 取6人署名                               | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/167.13~169.6  | ⑥淡海金弓には貸付けず<br>「取6人署名」は連帯保証の意味                                                          |
| 佐村板2間屋                                           | 10月内       | 償人三嶋「船長」                            | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/171.6~172.4   | 「證人」を「償人」と訂正                                                                            |
| ①布3端<br>②布2端                                     | 料給時        | 2人同意                                | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | ナシ               | 食口案D<br>21/172.5~13      | 末尾に「二人同意請解」と追筆                                                                          |
| ×                                                | 布施給時       | 2人等生死同心                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/169.7~171.6   |                                                                                         |
| 布6端                                              | 料給日        | 償人「他田嶋万呂」<br>「八木宮主」「物部常石」<br>「刑部広浜」 | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/175.2~176.7   |                                                                                         |
| 給料布                                              | 1箇月        | 償「大坂広川」                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(全)        | 食口案D<br>21/176.8~177.9   |                                                                                         |
| 板屋1間                                             | 1箇月        | 「布師千尋」                              | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/177.10~178.9  |                                                                                         |
| 板屋1間(長2<br>丈 広1丈2尺)                              | 10月限       | 「證人狛子公」                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(全)        | ナシ               | 食口案D<br>21/130.10~131    |                                                                                         |
| ×                                                | 1箇月        | ×                                   | ○   | ○   | ○        | ○1 *1<br>(半存/半存) | *1<br>(半存)       | 食口案E<br>22/278~280.12    | 日下は高向「小祖」・石川「宮衣」・陽侯<br>「穂足」・丈部「浜足」・古「兄人」の5<br>人のみ自署                                     |
| (前欠)                                             | (前欠)       | 「償山部針間万呂」<br>「桑内真公」「物部常石」           | ○   | ○   | (前欠)     | *1<br>(半存)       | 切断(前欠)           | 食口案E<br>22/280.13~281    | 本銭の返済の記載なし。利212の意味不明                                                                    |
| 家1区                                              | 1箇月        | 償人「他田嶋万呂」<br>「石川宮衣」「金月足」            | ×   | ○   | ○        | ○1<br>(全)        | ○1<br>(全)        | 食口案D<br>21/180.10~181.9  | 質物詳細〈地16分之半、板屋3間、在右京<br>3条3坊、口分田3町8段在葛下郡〉                                               |
| 布3端                                              | 料給日        | 償人「答他虫麻呂」                           | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | ○1<br>(全)        | 食口案D<br>21/179.10~180.9  | 利率のデータが不十分                                                                              |
| ×                                                | 1箇月        | 2人同心                                | ○   | ×   | ○        | ○1<br>(全)        | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/181.10~182.8  | 音太郎野上解だが2人が借用。利率を示す<br>データなし                                                            |

表1 月借錢解のID

| No. | 年   | 月   | 日     | 大日古文書名            | 種 別          | 大日古<br>巻/ページ | 紙長<br>(注1) | 書き出し   | 書き止め        | 借用希望者・銭額                                                                                                                     | 利率<br>(注2) |
|-----|-----|-----|-------|-------------------|--------------|--------------|------------|--------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1   | 宝亀3 | 2   | 14    | 当麻鷹養月借錢解          | 続修21①        | 6/272~273    | 42.5       | 謹解     | 謹解          | 給当麻鷹養300                                                                                                                     | 13         |
| 2   | 宝亀3 | 2   | 21    | 石川宮衣月借錢解          | 続々修40-1裏67紙  | 19/315~316   | 28.1       | 謹解     | 謹解          | 石川宮衣500 7月16日100                                                                                                             | 13         |
| 3   | 宝亀3 | 2   | 24→25 | 秦度守月借錢解           | 続修21③        | 6/274~275    | 27.5       | 秦度守解   | 謹解          | 秦度守200                                                                                                                       | 17         |
| 4   | 宝亀3 | 2   | 24→25 | 丈部浜足月借錢解          | 続修21②        | 6/274        | 23.4       | 丈部浜足解  | 解           | 專受浜足1000→500                                                                                                                 | 13         |
| 5   | 宝亀3 | 2   | 29    | 刑部広浜月借錢解          | 続修21④        | 6/285        | 22.5       | 刑部広浜謹解 | 謹申          | 刑部広浜500                                                                                                                      | 13         |
| 6   | 宝亀3 | 2   | 30    | 物部道成月借錢解          | 続修後集20③      | 6/285~286    | 29.1       | 謹解     | 謹解          | 物部道成300                                                                                                                      | 13         |
| 7   | 宝亀3 | 3   | 5     | 秦道形大羅烏守連署月借錢解     | 続々修40-1裏68紙  | 19/314~315   | 28.5       | 謹解     | 謹申          | 秦道形600                                                                                                                       | 13         |
| 8   | 宝亀3 | 4   | 2     | 玉作広長月借錢解          | 続々修40-1裏69紙  | 19/313~314   | 33.3       | 謹解     | 以解          | 玉作広長1000<br>客乙麻呂                                                                                                             | 13         |
| 9   | 宝亀3 | 4   | 12    | 念林老人月借錢解          | 続修後集20④      | 6/312~313    | 22.3       | 謹解     | 如件          | 念林老人150                                                                                                                      | 22         |
| 10  | 宝亀3 | 4   | 13    | 巧清成月借錢解           | 続修後集20⑤      | 6/313        | 39.5       | 巧清成謹解  | 謹以申         | 巧清成500                                                                                                                       | 13         |
| 11  | 宝亀3 | 4   | 14    | 秦国依月借錢解           | 続々修40-1裏70紙  | 19/313       | 27.7       | 謹解     | 以解          | 專受人秦国依300                                                                                                                    | 13         |
| 12  | 宝亀3 | 6   | 15    | 坂合部秋人月借錢解         | 続々修40-1裏71紙  | 19/312       | 32.9       | 坂合部秋人解 | 謹解          | 坂合部秋人300                                                                                                                     | 13         |
| 13  | 宝亀3 | 6   | 16    | 金月足月借錢解           | 続々修40-1裏72紙  | 19/311~312   | 30.6       | 謹解     | 謹解          | 專受金月足500                                                                                                                     | 13         |
| 14  | 宝亀3 | 6   | 18    | 能登国依月借錢解          | 続修後集20⑦      | 6/331        | 33.3       | 謹解     | 謹解          | 受能登男人 新銭1000、<br>6月23日200                                                                                                    | 13         |
| 15  | 宝亀3 | 7   | 8     | 念林老人月借錢解          | 続々修40-1裏74紙  | 19/310       | 25.2       | 解      | 可給下         | 念林老人300、7月12日念林宅成<br>200、8月2日1000                                                                                            |            |
| 16  | 宝亀3 | 8   | 28    | 音太郎野上月借錢解         | 続々修40-1裏73紙  | 19/310~311   | 32.6       | 音太郎野上解 | 以解          | 音太郎野上700                                                                                                                     | 13         |
| 17  | 宝亀3 | 8   | 28→29 | 伯子公等月借錢解          | 続修21⑤        | 6/390~391    | 56.3       | 謹解     | 謹以申、謹<br>以解 | 受伯子公500 勾羊400<br>桑原稲買300 大山部妇人400<br>占部国人300 日下部名吉100                                                                        | 13         |
| 18  | 宝亀3 | 8   | 30    | 当麻宅養月借錢解          | 続々修40-1裏3紙   | 19/317~318   | 36.3       | 謹解     | 以解          | 給当麻宅養300                                                                                                                     | 13         |
| 19  | 宝亀3 | 8→9 | 2     | 若倭部益国月借錢解         | 続々修40-1裏2紙   | 19/318       | 45.7       | 謹解     | 謹解          | 專受若倭部益国600<br>又200                                                                                                           | 13         |
| 20  | 宝亀3 | 9   | 7     | 刑部広浜等連署月借錢解       | 続々修40-1裏80紙  | 19/303~304   | 51.8       | 謹解     | 以解「解申」      | ①刑部広浜1000<br>②八木宮主1000<br>③箭集笠麻呂200<br>④葦浦継手200                                                                              | 13         |
| 21  | 宝亀3 | 9   | 7     | 鬼室石次等月借錢解         | 続々修40-1裏75紙  | 19/309~310   | 58.0       | 謹解     | 以解          | ①番上鬼室石次1000<br>②物部常石1000<br>③舟木麻呂500<br>④大伴真尋400                                                                             | 13         |
| 22  | 宝亀3 | 9   | 7     | 丈部浜足等連署月借錢解       | 続々修40-1裏76紙  | 19/307~308   | 47.2       | 謹解     | 謹以解         | ①番上丈部浜足1000<br>②古兄人1000<br>③桑内真公1000<br>④坂上忌寸諸人1000<br>⑤占部忍男1000<br>⑥淡海金弓400 (抹消)                                            | 13         |
| 23  | 宝亀3 | 8→9 | 30→8  | 物部首乙麻呂唐乙成連署月借錢解   | 続々修40-1裏78紙  | 19/305~306   | 27.0       | 謹解     | 以謹申         | 物部首乙麻呂1000<br>唐乙成500                                                                                                         | 13         |
| 24  | 宝亀3 | 9   | 8     | 秦吉麻呂大坂広川連署月借錢解    | 続々修40-1裏79紙  | 19/304~305   | 30.3       | 謹解     | 以解          | ①秦吉麻呂800<br>②大坂広川500                                                                                                         | 13         |
| 25  | 宝亀3 | 9   | 8     | 山部針間麻呂大友路麻呂連署月借錢解 | 続々修40-1裏77紙  | 19/306~307   | 57.5       | 謹解     | 以謹解         | 山部針間麻呂1000<br>大友路麻呂1000                                                                                                      | 13         |
| 26  | 宝亀3 | 9   | 10    | 壬生広主月借錢解          | 続々修40-1裏81紙  | 19/301~302   | 39.5       | 謹解     | 謹解          | 專請人壬生広主1800                                                                                                                  | 13         |
| 27  | 宝亀3 | 9   | 10→11 | 念林宅成月借錢解          | 続々修40-1裏82紙  | 19/301       | 37.4       | 謹解     | 謹解          | 念林宅成500                                                                                                                      | 13         |
| 28  | 宝亀3 | 9   | 11    | 僧行芬月借錢解           | 続々修40-1裏83紙  | 19/300       | 31.9       | 謹解     | 謹解          | 行芬500                                                                                                                        | 13         |
| 29  | 宝亀3 | 9   | 10→13 | 針間父万呂月借錢解         | 続々修40-1裏4紙   | 19/316~317   | 32.3       | 謹解     | 謹解          | 受針間父万呂300                                                                                                                    | 13         |
| 30  | 宝亀3 | 9   | 16    | 経師高向小祖等連署月借錢解     | 続々修40-2裏1~2紙 | 20/313~314   | 51.7       | 謹解     | 謹以解         | 番上念林老人100→120(以下同)<br>荆国足120 陽侯總足120<br>高向小祖120 石川宮衣120<br>夜部播磨万呂120 丈部浜足120<br>秦吉麻呂120 古兄人120<br>坂上諸人120 田部国守120<br>八木宮主120 | 13         |
| 31  | 宝亀3 | 10  | 11    | 経師大友路万呂月借錢解       | 続々修40-2裏3紙   | 20/318       | 23.7       | (前欠)   | (前欠)        | 大友路万呂1000                                                                                                                    | 13         |
| 32  | 宝亀3 | 11  | 27    | 丈部浜足月借錢解          | 続々修40-1裏86紙  | 19/297~298   | 29.6       | 丈部浜足解  | 解           | 專受浜足1000<br>男乙人麻呂、益人、奥人                                                                                                      | 13         |
| 33  | 宝亀3 | 12  | 1     | 大坂広川月借錢解          | 続々修40-1裏85紙  | 19/298~299   | 29.3       | 謹解     | 以解          | 專大坂広川800                                                                                                                     | ?          |
| 34  | 宝亀3 | 12  | 3     | 音太郎野上月借錢解         | 続々修40-1裏87紙  | 19/296~297   | 29.3       | 音太郎野上解 | 以解          | 音太郎野上500<br>刑部真主500                                                                                                          | ×          |



| 質物           | 期 限   | 保証人・保証文言<br>(注3)                                    | 充銭文 | 収納文 | 完済<br>符号 | 継目裏書 (注4)        |                  | 背 面                                       | 備 考                                                                      |
|--------------|-------|-----------------------------------------------------|-----|-----|----------|------------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|              |       |                                                     |     |     |          | 左                | 右                |                                           |                                                                          |
| ①布4端<br>②布3端 | 料給時   | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1<br>(僅存)       | 食口案D<br>21/195～196.1                      | 月借銭額は始め合計1700だが、①巧清成の分が1000→500とされ、1200となった。『影印集成』は継目裏書(右)ナシとするが、実見結果を示す |
| 布施料調布        |       | 生死不論同心                                              | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/198.12～199.4<br>21/196.2～197.9 |                                                                          |
| 布2端          |       | 「償刑部広浜」                                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/178.11～179.9                   | 「三日利」は「三月利」                                                              |
| 布4端          | 3箇月   | 償人「刑部広浜」<br>「氏部小勝」                                  | ○   | ○   | ○        | 切断(後欠)           | ナシ               | 食口案D<br>21/199.5～200.3                    |                                                                          |
| ①家1区<br>②家1区 | 2箇月   | 2人同心、質家成活                                           | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/200.4～13<br>21/197.10～198.11   | 質物詳細①地16分之4(分之)1、在物板屋2間、在左京9条3坊、②地16分之4(分之)1、在物板屋2間、在左京9条3坊              |
| 家1区          | 3箇月   | 2人同心死生無闕                                            | ○   | ○   | ○        | 切断(後欠)           | 切断(前欠)           | 食口案D<br>21/201.2～202.10                   | 質物詳細〈在左京8条4坊地16分之1、4分之1在物板屋1間〉                                           |
| ×            | 2月内   | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | *1 ○1<br>(半存/半存) | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/202.12～204.2                   | ②は「相受」とあるので借用人か。①②2人で1000文を借りた                                           |
| ×            | 1箇月   | 3人同心                                                | ×   | ×   | ×        | ナシ               | ナシ               | 「奉写一切経経師請墨<br>手実帳」のうち秦磯上<br>手実 (21/266)   | 全文抹消。利率のデータなし                                                            |
| ×            | 1箇月   | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ○1<br>(微存)       | 食口案E<br>22/327～328.10                     | 背面の食口案は宝亀5年7月11～15日の部分であるので当解は宝亀5年以前のもの。端裏に『人々手有并五貫一百九十』とある              |
| 夏衣服          | 来4月内  | 償「漢部佐美麻呂」                                           | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/205.6～206.9                    |                                                                          |
| ×            | 1箇月   | 證高向「小祖」                                             | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/206.10～207                     |                                                                          |
| ×            | 1月    | 償人「巧清成」<br>「出雲雄麻呂」                                  | ○   | ○   | ○        | ナシ(切断)           | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/208～209                        |                                                                          |
| (前欠)         | 施料給時  | 相知壬生「広主」<br>「八木宮主」                                  | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | 切断(前欠)           | 食口案E<br>22/369～370                        | 「利四百五十文」は収納文に先行して書かれた。本1000文に対する3ヶ月分の利をメモしたものか                           |
| ×            | 料給時   | 償人「桑内真公」                                            | ○   | ○   | ○        | *1<br>(微欠)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/225.5～226.9                    |                                                                          |
| 家1区          | 2箇月   | 償「山部諸公」<br>證「高向小祖」                                  | ○   | ○   | ○        | *1 ○1<br>(半存/半存) | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/210～211.4                      | 更。質物詳細〈地32分之1、在板屋2間、在左京8条4坊〉                                             |
| 布4端          | 2箇月   | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/211.5～212.9                    | 更                                                                        |
| ×            | 来5月之内 | 證人「大伴浄人」                                            | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(僅欠)       | ○1<br>(半存)       | 食口案E<br>22/285～286                        | 利益のデータに不明点あり                                                             |
| 布2端          | 料給日   | 「償常乙足」                                              | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/212.10～213.11                  | 更                                                                        |
| 布5端          | 料給時   | 償酒波「麻呂」                                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/213.12～215.2                   | 更                                                                        |
| 調布1端         | 料給時   | 償人「桑内真公」                                            | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/215.3～216.8                    |                                                                          |
| 夏衣           | 至夏衣裁給 | 3人同心                                                | ○   | ×   | ○        | ○1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/216.9～217.12                   | 「不用」の朱筆あり                                                                |
| 家1区          | 布施請   | 證人「大宅首童子」<br>「支部浜足」「山部針間<br>万呂」「金月足」<br>「知同心山辺公魚麻呂」 | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/217.13～219.3                   | 「指之里」あり。「證人」と「知同心」との関係不明。質物詳細〈地1段板1間、添上郡在山公郷〉                            |
| ×            | 料給日   | 償「草浦継手」                                             | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/219.4～220.6                    |                                                                          |
| ×            | 今月内   | 「布師千尋」                                              | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/220.7～221.8                    | 「使沙弥慈詔」とある。「布師千尋」は償などとはないが、借用人の横に並べて書かれていること、自署であることから償人と判断した            |
| 布5端          | 料給時   | 償「大友路麻呂」<br>「秦磯上」「刑部真主」<br>「常乙足」                    | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | ○1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/221.9～222.12                   |                                                                          |
| ×            | 1箇月   | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | ナシ               | 食口案D<br>21/222.13～223.11                  |                                                                          |
| ×            | 料給時   | 償人「支部浜足」                                            | ○   | ○   | ○        | ナシ               | *1<br>(微存)       | 食口案D<br>21/223.12～225.5                   |                                                                          |
| ×            | 1月    | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案D<br>21/226.10～227                     |                                                                          |
| ×            | 1箇月   | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ○1<br>(全)        | 食口案D<br>21/228.2～7                        | 100借上の意味不明                                                               |
| (前欠)         | (前欠)  | 「證高向小祖」                                             | ○   | ○   | (前欠)     | ○1<br>(全)        | 切断(前欠)           | 食口案D<br>21/228.8～12                       | 利率のデータ不十分                                                                |
| 布5端          | 料給時   | 相證償「紀豊人」                                            | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ○1 *1<br>(僅存/半存) | 食口案E<br>22/283～284                        | 更。『影印集成』は継目裏書(左)を*1(僅欠)とする                                               |
| ×            | 1箇月   | 償「音太郎野上」<br>「坂上諸人」                                  | ○   | ○   | ○        | *1 ○1<br>(半存/半存) | *1 ○1<br>(半存/半存) | 食口案E<br>22/289～290                        |                                                                          |
| ×            | 2箇月   | 償人「秦吉麻呂」「刑部広<br>浜」「金月足」                             | ○   | ○   | ○        | ○1<br>(半存)       | ナシ               | 食口案E<br>22/328.11～330.2                   | 端裏に『更借并五貫 未納三千三百并文<br>〈七百卅上/又一百■十六文〉』とある                                 |
| ×            | 布施時   | 償人金月足                                               | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(微存)       | 食口案E<br>22/292～294                        | 「償人金月足」は自署かどうか判別できず。『影印集成』は継目裏書(左)を*1(僅欠)とする                             |
| ×            | 料給    | ×                                                   | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | *1<br>(半存)       | 食口案E<br>22/282～283                        | 『影印集成』は継目裏書(左)を*1(僅欠)とする                                                 |
| 布4端          | 料給日   | 「償人八木宮主」                                            | ○   | ○   | ○        | *1<br>(半存)       | ナシ               | 食口案E<br>22/290～292                        | 「償人」と「八木宮主」の筆の異同を判別できず                                                   |

表1 月借錢解のID (続き)

| No. | 年   | 月  | 日     | 大日古文書名         | 種 別          | 大日古<br>巻/ページ | 紙長<br>(注1) | 書き出し    | 書き止め | 借用希望者・銭額                     | 利率<br>(注2) |
|-----|-----|----|-------|----------------|--------------|--------------|------------|---------|------|------------------------------|------------|
| 35  | 宝亀3 | 12 | 5     | 巧清成常乙足月借錢解     | 続修23①        | 6/423        | 32.0       | 謹解      | 以謹解  | ①巧清成1000→500<br>②常乙足700      | 13         |
| 36  | 宝亀3 | 12 | 25    | 念林宅成大坂広川月借錢解   | 続修23③(1)(2)  | 6/424~425    | 57.4       | 謹解      | 如前   | 念林宅成500<br>大坂広川500           | 13         |
| 37  | 宝亀3 | 12 | 25→27 | 大伴真尋月借錢解       | 続々修40-1裏84紙  | 19/299~300   | 34.6       | 大伴真尋解   | 以解   | 大伴真尋400                      | 13         |
| 38  | 宝亀3 | 12 | 27    | 八木宮主月借錢解       | 続修23②        | 6/425        | 25.0       | 謹解      | 以解   | 八木宮主1000                     | 13         |
| 39  | 宝亀3 | 12 | 28    | 田部国守占部忍男月借錢解   | 続修23④(1)(2)  | 6/426        | 54.6       | 謹解      | 以解   | ①田部国守500<br>②占部忍男500         | 13         |
| 40  | 宝亀3 | 12 | 29    | 他田建足桑内真公月借錢解   | 続修23⑤        | 6/427        | 45.2       | 謹解      | 謹解   | 他田舎人建足200<br>桑内連真公500        | 13         |
| 41  | 宝亀4 | 1  | 25    | 念林宅成月借錢解       | 続修23⑥        | 6/468~469    | 32.2       | 謹解      | 謹解   | ①受念林宅成<br>②相受大坂広川 } 1000     | 15         |
| 42  | 宝亀4 | 2  | 4     | 刑部真主等連署月借錢解    | 続々修33-2裏82紙  | 21/268       | 18.3       | 謹解      | 以謹解  | 工清成100 秦磯上100<br>刑部真主100     | ×          |
| 43  | 宝亀4 | 2  | 7     | 秦吉麻呂月借錢解       | 続々修40-2裏30紙  | 22/52~53     | 27.2       | 謹解      | 以解   | 秦吉麻呂100                      | 15         |
| 44  | 宝亀4 | 2  | 30    | 茨田千足月借錢解       | 続修23⑧        | 6/474~475    | 31.5       | 謹解      | 以謹解  | 茨田千足400                      | 15         |
| 45  | 宝亀4 | 2  | 30    | 楊胡穂足月借錢解       | 続修23⑨        | 6/475~476    | 28.0       | 楊胡穂足解   | 以解   | 受穂足200                       | 15         |
| 46  | 宝亀4 | 3  | 10    | 別家足月借錢解        | 続修23⑩        | 6/485~486    | 28.3       | 謹解      | 仍謹申  | 別家足400                       | 15         |
| 47  | 宝亀4 | 4  | 3     | 大伴真尋月借錢解       | 続々修40-2裏4紙   | 21/418~419   | 25.2       | (前欠)    | 以解   | 大伴真尋1000                     | 15         |
| 48  | 宝亀4 | 4  | 4     | 大友路麻呂月借錢解      | 続修24①        | 6/509        | 36.4       | 謹解      | 謹解   | 専受大友路万呂1000                  | 15         |
| 49  | 宝亀4 | 4  | 5     | 山部針間麻呂月借錢解     | 続修24②        | 6/510        | 33.2       | 謹解      | 謹解   | 山部針間万呂600                    | 15         |
| 50  | 宝亀4 | 4  | 5     | 氏部小勝田部国守月借錢解   | 続修24③        | 6/510~511    | 35.2       | 謹解      | 以解   | 氏部小勝500<br>田部国守700           | 15         |
| 51  | 宝亀4 | 4  | 6     | 財磯足月借錢解        | 続修後集20⑧      | 6/511~512    | 46.7       | 謹解      | 以解   | 財磯足140                       | ?          |
| 52  | 宝亀4 | 4  | 6     | 置始清足月借錢解       | 続修24④        | 6/512~513    | 28.4       | 謹解      | 謹以解  | 專請置始清足400                    | 15         |
| 53  | 宝亀4 | 4  | 6     | 船木麻呂月借錢解       | 続修24⑤        | 6/513        | 30.6       | 船木麻呂謹解  | 謹以解  | 船木麻呂800                      | 15         |
| 54  | 宝亀4 | 4  | 6     | 出雲乎麻呂月借錢解      | 続修24⑦        | 6/515        | 34.0       | 出雲乎麻呂謹解 | 謹以解  | 出雲乎麻呂200                     | 15         |
| 55  | 宝亀4 | 4  | 5→6   | 白髮部節麻呂月借錢解     | 続修24⑥        | 6/514        | 34.1       | 謹解      | 謹解   | 白髮部節麻呂200 秦広津200<br>日下部名吉100 | 15         |
| 56  | 宝亀4 | 4  | 6→7   | 山辺千足月借錢解       | 続修24⑧        | 6/515~516    | 37.4       | 謹解      | 謹以解  | 山辺千足300                      | 15         |
| 57  | 宝亀4 | 4  | 8     | 箭集笠麻呂月借錢解      | 続修24⑨        | 6/516~517    | 30.5       | 謹解      | 以解   | 箭集笠麻呂專請600                   | 15         |
| 58  | 宝亀4 | 4  | 8     | 僧葉采月借錢解        | 続修24⑩        | 6/517~518    | 32.5       | 謹解      | 以解   | 葉采700                        | 15         |
| 59  | 宝亀4 | 4  | 9     | 漢部佐美麻呂月借錢解     | 続修24⑪        | 6/518~519    | 32.4       | 謹解      | 以謹解  | 專給漢部佐美万呂1000                 | 15         |
| 60  | 宝亀4 | 4  | 10    | 石川宮衣山部針間麻呂月借錢解 | 続修24⑫        | 6/519        | 24.0       | 謹解      | 以解   | 受石川宮衣50<br>受山部針間万呂50         | 15         |
| 61  | 宝亀4 | 4  | 14    | 出雲乎麻呂月借錢解      | 続修24⑬        | 6/520        | 40.5       | 出雲乎麻呂謹解 | 謹以解  | 出雲乎麻呂300                     | 15         |
| 62  | 宝亀4 | 4  | 23    | 浄野人足月借錢解       | 続修24⑭        | 6/520~521    | 31.5       | 謹解      | 以解   | 浄野人足<br>相受答他虫麻呂 } 400        | 15         |
| 63  | 宝亀4 | 5  | 12    | 布利千尋月借錢解       | 続々修40-1裏103紙 | 22/1         | 17.9       | 謹解      | 謹解   | 布師千尋100                      | 15         |
| 64  | 宝亀4 | 5  | 30    | 高向浄成月借錢解       | 続々修40-1裏104紙 | 22/38~39     | 10.2       | (前欠)    | (前欠) | 高向浄成400                      | ?          |
| 65  | 宝亀4 | 7  | 9     | 出雲乎麻呂月借錢解      | 続修21⑥        | 6/536        | 42.9       | 謹解      | 謹以解  | 専受出雲乎麻呂600                   | 15         |
| 66  | 宝亀4 | 7  | 11    | 巧清成月借錢解        | 続修後集20⑨      | 6/537        | 40.0       | 巧清成解    | 以解   | 巧清成500                       | 15         |
| 67  | 宝亀4 | 7  | 12    | 八木宮主月借錢解       | 続々修40-2裏31紙  | 22/51~52     | 33.6       | 八木宮主解   | 以解   | 八木宮主                         | 15         |
| 68  | 宝亀4 | 9  | 20    | 丈部忌寸浜足同益人月借錢解  | 続修後集20⑪      | 6/540~541    | 44.4       | 謹解      | 以解   | 丈部忌寸浜足1000<br>丈部忌寸益人1000     | 15         |
| 69  | 宝亀4 | 9  | 20    | 大羅嶋守月借錢解       | 続修後集20⑩      | 6/540        | 31.1       | 謹解      | 以解   | 大羅嶋守1000                     | 15         |
| 70  | 宝亀4 | 9  | 21    | 置始清足月借錢解       | 続修21⑦        | 6/541~542    | 33.2       | 謹解      | 謹以解  | 請置始清足800                     | 15         |

| 質物                                   | 期 限    | 保証人・保証文言<br>(注3)                                        | 充銭文  | 収納文  | 完済<br>符号 | 継目裏書 (注4)     |            | 背 面                                   | 備 考                                                                  |
|--------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|------|------|----------|---------------|------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                                      |        |                                                         |      |      |          | 左             | 右          |                                       |                                                                      |
| ×                                    | 料給時    | ×                                                       | ○    | ○    | ○        | ○1<br>(半存)    | *1<br>(半存) | 食口案E<br>6/361～363                     | 『影印集成』は継目裏書(左)を○1(僅存)とする                                             |
| ①布4端<br>②布2端<br>③布2端<br>④布2端<br>⑤布2端 | 料給時    | 請人等生死同心結                                                | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/334～336<br>22/337～338.2    |                                                                      |
| 家1区(地16分1板屋5間)                       | ×      | 同姓男小万呂、件2人死生同心                                          | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/332～333                    |                                                                      |
| 布3端                                  | 給於料日   | 「償物部吉麻呂」                                                | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/333～334.10                 |                                                                      |
| 家                                    | 1月     | ×                                                       | ×    | ×    | ×        | ナシ            | ナシ         | 食口案F<br>23/191.11～193.8               | 宛先「謹上 経所衙」、差出「主奴美努船長状上」、「紙末申…」等あり                                    |
| ×                                    | 1月     | ×                                                       | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | ナシ         | 食口案E<br>22/331.5～332                  |                                                                      |
| (前欠)                                 | (前欠)   | 償足 石川宮衣                                                 | (前欠) | (前欠) | (前欠)     | ナシ            | 切断(前欠)     | 「奉写一切経経師更筆手実帳」のうち五百木部真勝手実(22/65)      | 「専受五百木部真勝」「償足」「石川宮衣」はいずれも墨線で抹消されている。利率のデータなし                         |
| ×                                    | 1箇月    | 「丈部浜足」                                                  | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/330.3～331.4                | 丈部浜足は金月足と並べて書かれているが自署であるところから償人と判断した                                 |
| ×                                    | 料給日    | 2人同心                                                    | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | *1<br>(微存) | 食口案E<br>22/355.3～356.6                | ②は定200であるにもかかわらず、完済を示す合点あり                                           |
| ×                                    | 料給日    | 償人「物部常石」                                                | ○    | ○    | ○        | *2<br>(半存・僅存) | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/366.12～367                 |                                                                      |
| ×                                    | 布施時    | ×                                                       | ○    | ○    | ○        | ナシ            | ナシ         | 食口案F<br>23/187.5～188.11               | 金月足は返済完了せず                                                           |
| ×                                    | 2箇月    | ×                                                       | ○    | ○    | ○        | ナシ            | ナシ         | 食口案F<br>23/188.12～189.12              | 「借用大伴真広」「徴納大伴浄人」の異筆あり                                                |
| ×                                    | 料給時    | 「償秦磯上」                                                  | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | ナシ         | 食口案E<br>22/368                        | 利率を確定できず                                                             |
| ×                                    | 料給時    | 若3人中1人闕者、2人同心進上                                         | ×    | ×    | ○        | ナシ            | ナシ         | 「奉写一切経所筆納用帳」のうち「経師充筆帳」(15/352～353)の部分 | 「勘知上馬養」の表記は異例                                                        |
| ×                                    | 料給時    | 若1人闕、遣人等依数進納                                            | ○    | ○    | ○        | 切断(後欠)        | ナシ         | 食口案F<br>23/258.8～259.6                | 桑内真公の返済、とくに日付と利との関係が不明。工清成は墨抹、合計からすると貸付けていない                         |
| (前欠)                                 | (前欠)   | (前欠)                                                    | (前欠) | ○    | (前欠)     | ナシ            | 切断(前欠)     | 食口案F<br>23/259.7～12                   |                                                                      |
| ×                                    | 1箇月    | 證人「大伴浄人」                                                | ○    | ○    | ○        | *1<br>(半存)    | ナシ         | 食口案F<br>23/211～212.2                  |                                                                      |
| 布6端                                  | (後欠)   | (後欠)                                                    | (後欠) | ○    | ○        | 切断(後欠)        | ナシ         | 食口案E<br>22/338.3～11                   | 背面の食口案は宝亀5年8月24～27日の部分であるので宝亀5年に類収する。陽侯史穂足と壬生広主に「頭」とある               |
| (後欠)                                 | (後欠)   | (後欠)                                                    | (後欠) | (後欠) | (後欠)     | 切断(後欠)        | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/351.5～8                    | 背面の食口案は宝亀5年10月19～20日の部分であるので宝亀5年に類収する                                |
| (後欠)                                 | 料給時    | (後欠)                                                    | (後欠) | ○    | ○        | 切断(後欠)        | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/351.9～352.6                | 背面の食口案は宝亀5年10月20～23日の部分であるので宝亀5年に類収する                                |
| (後欠)                                 | 料給日    | 4人同心                                                    | ○    | ○    | ○        | 切断(後欠)        | *1<br>(半存) | 食口案E<br>22/352.7～353.2                | 背面の食口案は宝亀5年10月24～26日の部分であるので宝亀5年に類収する<br>①③の合点は、各行の下にある②④にもかかるとみるべきか |
| (後欠)                                 | (後欠)   | (後欠)                                                    | (後欠) | (後欠) | (後欠)     | 切断(後欠)        | ナシ         | 食口案F<br>23/185.6～8                    | 背面の食口案は宝亀6年1月1日の部分であるので宝亀5年に類収する                                     |
| ×                                    | 料給時    | 「償人丈部浜足」                                                | ○    | ○    | ○        | ナシ            | ナシ         | 食口案F<br>23/237.4～238.6                |                                                                      |
| 国養                                   | 来12月上旬 | 若有此中1人闕、留人等同心                                           | ×    | ○    | ○        | 切断(後欠)        | ナシ         | 食口案F<br>23/291.6～292.5                | 収納文は丈部長岡と大生子敷の2人、完済符号は丈部長岡1人にある                                      |
| 家1区                                  | 料給時    | 償人他田「嶋万呂」<br>物部「常石」「工清成」<br>「占部忍男」「酒波家麻呂」<br>知申給人「大伴浄人」 | ×    | ×    | ○        | ナシ            | ナシ         | 食口案F<br>23/284.9～286.2                | 知申給人「大伴浄人」の役割不明。質物詳細(在板屋1間4間、在左京2条6坊)                                |
| 布3端                                  | 料給日    | 償「物部常石」<br>「大春日鳥養」                                      | ×    | ×    | ○        | ナシ            | ナシ         | 食口案F<br>23/286.3～287.9                | 「徴成将進人大伴浄人」の役割不明。「不」と大書                                              |

(注3) 償人の自署の判定は実見による。大日古と異なる場合が多い。  
(注4) 正集・続修・続修後集は『史料目録』『影印集成』による。ただし実見により改めた場合がある。続々修は実見による。数字は個数、その前の\*は朱書、○は墨書を示す。  
No38、40の切断は『史料目録』による。No84は『史料目録』では情報が与えられていないが、実物観察では継目裏書はない。No35について、『影印集成』は左右両端裏とも継目裏書なしとするが、『史料目録』は右端裏に朱書の「養」が半存するとする。実見によると存在が確かめられる。

| 充銭文                                           | 収納文                  | 完済符号            | 注記                                    | 背面                      |
|-----------------------------------------------|----------------------|-----------------|---------------------------------------|-------------------------|
| ナシ                                            | ナシ                   | ナシ              | 全体に墨曲線で抹消<br>件銭真者、来年調持友定以上進           | 食口案E<br>22/297.10～298.2 |
| ①2/15下充500雑用之内上馬養<br>②2/16下調布1端(自一切経司請来之内)上馬養 | ①7/12返上了<br>②7/26返上了 | アリ<br>(名前部分に合点) |                                       | 食口案D<br>21/204.3～205.5  |
| ナシ                                            | ナシ                   | ナシ              | 「用」とある                                | 食口案F<br>23/313.12～315.1 |
| ナシ                                            | ナシ                   | ナシ              | 「用」とある                                |                         |
| (後欠)                                          | (後欠)                 | ナシ              | 後欠。背面の食口案は宝亀7年1月5～9日の部分であるので宝亀6年に類収する | 食口案F<br>23/174.5～175.4  |



表1 月借錢解のID（続き）

| No | 年   | 月   | 日     | 大日古文書名         | 種 別            | 大日古<br>巻/ページ | 紙長<br>(注1) | 書き出し  | 書き止め | 借用希望者・銭額                                                                                              | 利率<br>(注2) |
|----|-----|-----|-------|----------------|----------------|--------------|------------|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 71 | 宝亀4 | 9   | 22    | 答他虫麻呂等月借錢解     | 続修後集20⑫        | 6/542～543    | 40.8       | 謹解    | 以謹解  | 答他虫麻呂500<br>漢部佐美麻呂700 淨野人足500                                                                         | 15         |
| 72 | 宝亀5 | 1→2 | 1     | 経師大友路万呂等連署月借錢解 | 続々修40-2裏36、37紙 | 22/377～378   | 57.7       | 謹解    | 謹以解  | ①（充）大友路麻呂1000<br>②（止）船木麻呂500<br>③中臣船万呂500→400<br>④（止）占部忍男500<br>⑤（充）酒波家万呂500                          | 15         |
| 73 | 宝亀5 | 2   | 10    | 大宅首童子月借錢解      | 続修後集20⑬        | 6/567        | 28.7       | 謹解    | 解以謹  | 銭受人大宅首童子1000                                                                                          | 15         |
| 74 | 宝亀5 | 3   | 6     | 葦浦継手月借錢解       | 続修21⑧          | 6/568        | 27.9       | 謹解    | 以解   | 専請葦浦継手850                                                                                             | 15         |
| 75 | 宝亀5 | 3   | 29    | 美努船長月借錢解       | 続々修40-3裏13紙    | 22/381～382   | 50.0       | 謹解    | 以解   | 美努船長1000                                                                                              | 利如進人者      |
| 76 | 宝亀5 | 4   | 27    | 高向小祖月借錢解       | 続々修40-2裏34～35紙 | 22/415～416   | 24.5       | 謹解    | 謹以申  | 高向小祖200                                                                                               | 15         |
| 77 | 宝亀5 | 4   | 28    | 五百木部真勝月借錢解     | 続々修31-4裏21紙    | 22/416       | 11.8       | （前欠）  | 以解   | 専受五百木部真勝                                                                                              | ×          |
| 78 | 宝亀5 | 4   | 29    | 金月足丈部浜足連署月借錢解  | 続々修40-2裏32～33紙 | 22/417       | 29.5       | 謹解    | 以解   | 金月足300                                                                                                | 15         |
| 79 | 宝亀5 | 7   | 17→8  | 韓国千村桑内真公連署月借錢解 | 続々修40-2裏69～70紙 | 22/428～429   | 24.9       | 謹解    | 謹解   | ①韓国千村400<br>②桑内真公600                                                                                  | 15         |
| 80 | 宝亀5 | 8   | 13    | 桑内真公月借錢解       | 続々修40-2裏80紙    | 22/586       | 28.1       | 桑内真公解 | 以謹解  | 桑内真公200                                                                                               | 15         |
| 81 | 宝亀5 | 9   | 15    | 金月足等月借錢解       | 続々修40-3裏4～5紙   | 23/2～3       | 43.7       | 謹解    | 以解   | 金月足1000 丈部忌寸浜足600<br>丈部忌寸益人600                                                                        | 15         |
| 82 | 宝亀5 | 9   | 18    | 大羅嶋守月借錢解       | 続々修40-3裏6紙     | 23/3～4       | 28.1       | 大羅嶋守解 | 以謹解  | 大羅嶋守300                                                                                               | 15         |
| 83 | 宝亀5 | 9   | 18→19 | 生江秋麻呂等連署月借錢解   | 続々修40-2裏81紙    | 22/585～586   | 27.4       | （前欠）  | 謹以解  | 生江秋麻呂800<br>阿刀歳足700                                                                                   | ?          |
| 84 | 宝亀5 | 9   | 19    | 大伴鯛麻呂等月借錢解     | 正集44⑩          | 6/572～573    | 40.2       | 謹解    | 以解   | 大伴鯛万呂400<br>丈部新成600<br>香山久須万呂600                                                                      | 15         |
| 85 | 宝亀5 | 9   | 19    | 舟木直麻呂等月借錢解     | 続々修40-4裏18紙    | 23/51        | 30.1       | □解    | 以解   | 舟木直麻呂600 刑部真主600<br>占部忍男700 酒波家麻呂500<br>桑内真公800 工清成500(墨抹)<br>他田嶋麻呂400                                | 15         |
| 86 | 宝亀5 | 11  | 30    | 金月足丈部浜足連署月借錢解  | 続々修40-4裏19紙    | 23/179       | 12.1       | （前欠）  | （前欠） | 金月足600<br>丈部浜足600                                                                                     | 15         |
| 87 | 宝亀5 | 12  | 1     | 大網嶋守月借錢解       | 続々修40-3裏27紙    | 23/180       | 25.6       | 謹解    | 謹以解  | 大網嶋守1000 又請500                                                                                        | 15         |
| 88 | 宝亀5 |     |       | 陽侯史穂足等月借錢解     | 続々修40-2裏38紙    | 22/378～379   | 19.2       | 謹解    | （後欠） | 頭陽侯史穂足200<br>頭壬生広主200 葦浦継手100<br>中臣船木船麻呂200<br>音太郎野上100 采女千縄160<br>卜部忍男100 桑内真公200<br>工清成100 物部吉麻呂100 | 15         |
| 89 | 宝亀5 |     |       | 氏名闕月借錢解        | 続々修40-2裏63紙    | 22/588       | 8.3        | 謹解    | （後欠） | （後欠）900                                                                                               | 15         |
| 90 | 宝亀5 |     |       | 生江秋麻呂阿刀歳足月借錢解  | 続々修40-2裏64～65紙 | 22/587       | 18.8       | 謹解    | （後欠） | 生江秋麻呂600<br>阿刀歳足600                                                                                   | 15         |
| 91 | 宝亀5 |     |       | 他田嶋麻呂等月借錢解     | 続々修40-2裏66～67紙 | 22/587～588   | 18.2       | 謹解    | （後欠） | ①他田嶋麻呂1000<br>②刑部真主800<br>③音太郎野上1000<br>④占部忍男800                                                      | 15         |
| 92 | 宝亀5 |     |       | 氏名闕月借錢解        | 続々修40-3裏2紙     | 22/588       | 7.3        | 謹解    | （後欠） | （後欠）1500                                                                                              | 15         |
| 93 | 宝亀6 | 5   | 30    | 山部針間麻呂月借錢解     | 続々修40-3裏62紙    | 23/516       | 30.5       | 謹解    | 解    | 山部針間麻呂200                                                                                             | 15         |
| 94 | 宝亀6 | 9   | 22    | 丈部長岡等月借錢解      | 続々修40-4裏7170紙  | 6/584        | 30.7       | 謹解    | 以解   | 丈部長岡500 大生子敷500<br>額田部磯嶋500                                                                           | 15         |
| 95 | 宝亀6 | 9   | 27    | 船木麻呂月借錢解       | 続々修40-4裏6160紙  | 6/585        | 48.8       | 謹解    | 謹以解  | 専受船木麻呂1000                                                                                            | 15         |
| 96 | 宝亀6 | 11  | 15    | 刑部広浜月借錢解       | 続々修40-4裏6261紙  | 23/568～569   | 49.6       | 謹解    | 以解   | 刑部広浜500                                                                                               | 15         |

（注1）続々修は上端・下端付近で計測したものの平均値。他は『史料目録』による。No30は第2紙の横幅。No36、39は続修23③、④のそれぞれ(1)(2)を合わせた横幅。No72は続々修40-2裏36、37紙の合計。No79は第70紙、No81は第5紙の横幅。No42・77の紙長は写真のスケールから算出したものである、信頼性が万全ではない。  
（注2）利率は本100文に対する1ヶ月分。

表2 借金申込書

| 記号 | 年   | 月 | 日  | 大日古文書名      | 大日古<br>巻/ページ | 種別            | 事書の用語 | 借用希望者・銭額             | 質物    | 期限    |
|----|-----|---|----|-------------|--------------|---------------|-------|----------------------|-------|-------|
| a  | 宝亀4 | 1 | 10 | 土師部古麻呂借錢解   | 21/239～240   | 続々修40-2裏8紙    | 借錢    | 土師部古麻呂300            | ナシ    | 来年    |
| b  | 宝亀4 | 2 | 15 | 高向小祖月借錢解    | 6/474        | 続修23⑦         | 用代銭   | 高向小祖1000             | ナシ    | 20日許  |
| c  | 宝亀5 | 5 | 16 | 上馬養父子連署月借錢解 | 22/417～418   | 続々修40-4裏127紙  | 借錢    | 上馬養3000<br>男上藤万呂、上氏成 | 家1区   | 1箇月   |
| d  | 宝亀5 | 5 | 16 |             | 22/418       |               | 借錢    | 上馬養3000<br>男上藤万呂     | 口分田2町 | 1箇月   |
| e  | 宝亀6 |   |    | 氏名闕借錢啓      | 23/569       | 続々修40-4裏5049紙 | 可進銭期  | （後欠）400              | （後欠）  | 11月8日 |

ぶこととする。申し込みの段階であるから「給」は当麻鷹養に給わってほしい、の意。

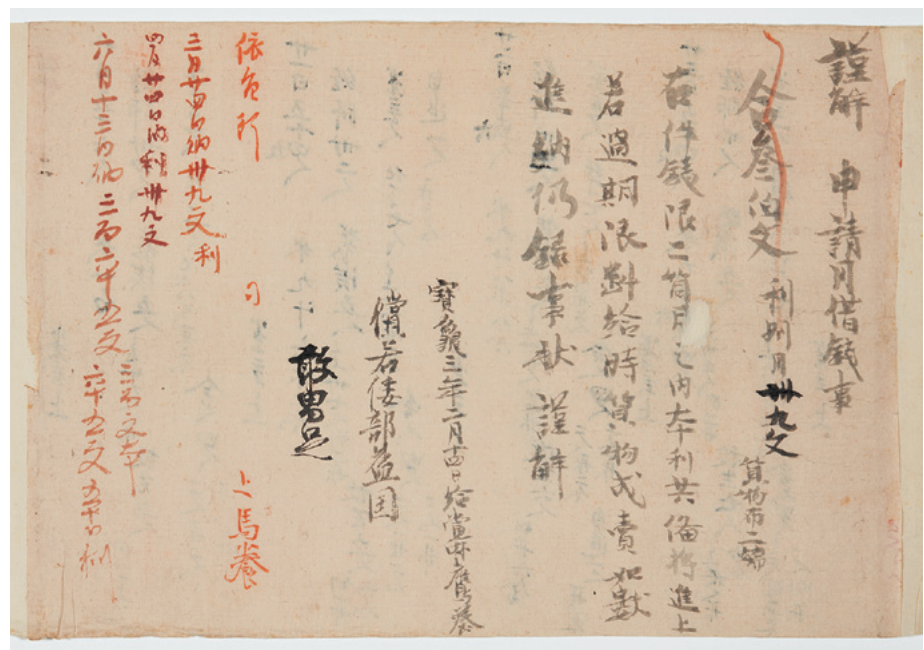
e f 償(證)人 原則として借用希望者が一人の場合に立てられる。基本的には自署。自署であることによって保証力が得られる。

g h i 充銭文 g は月借錢の申し込みに対して貸付けの執行を許可する文言、h は貸付け金の財源を指示する文言、この場合の「司」は奉写一切経司から受け取った銭から貸付けよ、という意味。i はこの貸付け案件の許可者であるとともに責任者である上馬養の署名。鬼頭清明は、月借錢の支給を確認してから上馬養が充銭文を記したとするが、これは逆で、上馬養が月借錢の支給を認める充銭文に署名して初めて月借錢が支給された。『史料目録』<sup>(7)</sup>は以上のg h iを「充銭文」と呼んでいる。

j k n 収納文 j k は利のみを収めた記録、l m n が本利の返済記録。m が本、n が利。これにて本利の全額が返済された。j k n 全体を『史料目録』は「収納文」と呼ぶ。

o 完済符号 本利ともに完済した場合につけられる。借用銭額、利率、質物などの一部または全部を線で囲ったり、または合点や圈点をつけたりする。多くの場合、朱である。この朱は、返済記録(収納文)の最後のものと朱の色が同じと認定できる場合が多い。この場合もl m n とoの朱は同じ色である(挿図1~3)。

さて、九六通の月借錢解のうちNo.10・14・16・60の四通は事書き部分に「借錢」とある。これらはいずれも利息に関する記載、充銭文、収納文の本利の記載を記すので、「借錢」は「月借錢」の省略であろう。No.51も事書



挿図1 No.1 当麻鷹養月借錢解(宝亀3.2.14) 続修21①

に「借錢」とある。提出された月借錢解の部分に利率に関する記載はないが、収納文に利に関する記載がある。通例の利率のために書かれなかった可能性があるので、これも月借錢解であろう。No.56の「月銭」は大日古が注記するように「借脱力」でよい。No.31・47・64・77・86は前欠のために

事書部分が失われている。しかしNo 31・47・64は充銭文・収納文がともにあり、No 47には「月借」の文字も記されている。No 86には収納文が残っている。これらは月借錢解とみて問題ない。

これに対してNo 77は末尾部分以下しか残っていないが、日下に「專受五百本部真勝」や「償足」「石川宮衣」などがある。「專受」「償」は月借錢解によく見える表現である。後述するように、No 77は貸付けが認められなかったものと考えられるが、月借錢解として提出されたという意味で月借錢解の一つとみておく。

なお、月借錢解とは別に、借金申込書と称すべきものがa～eの五点存在する(表2)。これらには、月借錢の語・利息に関する記載・充銭文・収納文・完済符号等がないのが原則である。しかし、b「高向小祖月借錢解」(宝亀四年二月一五日、六ノ四七四)のみは、充銭文・収納文・完済符号等があるので、簡単に検討しておく。

〔高向小祖解 申請用代銭事

合老貫文

右、件銭者、限廿日許所請如件、

謹以解、

宝亀四年二月十五日

① 『以同日且下充五百文』<sup>②</sup>『以七月十二日返上』上馬養

③ 『以十六日下調布一端』<sup>④</sup>『以七月六日返上』上馬養

④ 『以七月六日返上』

高向小祖は宝亀四年二月一五日付で「用代銭」一貫文を申請したが、こ

れに対して①で上馬養は同日(二月一五日)で「雑用之内」から五〇〇文の支給を認めた。②これは七月一二日に返上された。ついで③上馬養は二月一六日に調布一端の下充を認めた。これについては④七月六日に返上された。これによると、銭の借用申し込みに対して①銭と③調布の下充がおこなわれ、その返却②④が記録されているのであるが、どこにも利息について書かれていない。その目で見ると、この史料には月借錢の語も利率についての記載もないことに気付く。したがって、これは月借錢解ではなく、借金申込書とすべきものである。

### 三 層位構造

月借錢史料群は、現状に至るまで四つの段階を経過したが、その各層の痕跡が刻み込まれている。第一段階は個々の月借錢解の作成、第二段階は月借錢の事務担当者による事務処理、第三段階は奈良時代における二次利用、第四段階は明治期の整理、である。それを順に検討していくことによって、奈良時代における月借錢に関する事務処理のあり方と、その後の扱われ方を知ることができる。

#### (一) 第一段階

月借錢解そのものについては、これまでに多くの研究があるが、ここでは作成の側面に焦点を当てる。

用紙の選択 まず用紙に注目したい。月借錢解はすべて一次文書である

表3 宝亀年間の凡紙1紙の幅

| 文書・帳簿名     | 種別        | 紙数 | 平均長cm |
|------------|-----------|----|-------|
| 奉写一切経所解(案) | 統修後集35    | 14 | 52.6  |
| 奉写一切経所布施文案 | 統修別集11(2) | 7  | 50.1  |
| 奉写一切経所告朔案  | 統修別集12(1) | 12 | 54.5  |
| 奉写一切経所告朔案  | 統修別集12(2) | 6  | 57.3  |
| 奉写一切経所告朔案  | 統修別集13(9) | 9  | 54.3  |
| 奉写一切経所解(案) | 統修別集19    | 14 | 57.4  |

宝亀年間の文書・帳簿から紙数の多いものをランダムに抜き出した。  
第1紙と最終紙を除く中間部分の紙の幅の平均値を示した。

から、それに使用される前の用紙は表裏とも空であった。月借錢解が提出されると事務担当者は余白部分に充銭文・収納文を書き、完済した場合は完済符号を付けた。そこで、借用希望者は、月借錢解を作成する場合、充銭文・収納文があとで書き込まれることを予定して、それらすべてが書ける程度の横幅の紙を用意した。それはどの程度の長さか。

後述のように、月借錢解は貼り継がれて継目裏を「養」の字で封じられた。両端に「養」が半存するものは、表1に示した通りであるが、それらには月借錢解の提出当初の紙幅が保存されており、切断等によって短くはなっていない。そのうちに五〇cm以上のものがNo.17・25・30・36・39・72の六点あり、他はそれより短く、三〇cm前後のものが多い。なお、両端が片端に継目裏書がないために当初の長さが確かめられないが、現存長ですでに五〇cmを超えているものにNo.20(五一・八cm)、No.21(五八・〇cm)、No.75(五〇・〇cm)の三点がある。この三点は、本来はもっと長かったはずである。

宝亀年間の凡紙一紙の幅は、表3のよう  
に五〇cm台であったから、この九点は一紙(全紙)をそのまま使用したとみられる。その他のそれより短い紙は全紙ではなく、何らかの目的で一部分使用され

た全紙の余白部分を切り取ったものを用いたのであろう。

月借錢解の用紙は、写経所内の紙の集積場所または反古箱<sup>(8)</sup>(反古コーナー)に集積され、案主や舎人たちによって管理されていたであろう。そこには、未使用の全紙(両面空)、一部使用した全紙の余白部分を切り離したもの(片面空)、一部使用した全紙の使用部分を切り離したもの(片面空)、両面使用済みの紙などが分けて整理されて集積されていたに違いない。借用希望者たちは、案主や舎人たちの許可を得てそこから選び取ったか、もしくは案主・舎人たちから受け取ったのであろう<sup>(9)</sup>。

全紙が使用された九例のうち、No.17(六人)、No.20(四人)、No.21(四人)、No.30(二人)、No.72(五人)は連名による借用なので、充銭文・収納文が多くなると予想されて長い紙が割り当てられたとみられる。No.25・36・39はいずれも二名連名であり、長い紙を用いる理由は判然としない。六人連名のNo.22は四七・二cm、七名連名のNo.85は三〇・一cmと全紙には及ばないが長い。一〇名連名のNo.88は一九・二cm、四名連名のNo.91も一八・二cmだが、いずれも後欠でもっと長かったはずである。これらから見て、全体として記入事項が多くなると予想される場合に長い紙が充てられる傾向があったとみてよい。

反古箱(反古コーナー)の両面空の紙のなかには、二紙継ぎの紙も混じっていたようである。続々修40ノ2裏の第70紙(二四・九cm)にはNo.79が書かれているが、その奥(左)には空の第69紙(約一〇cm)が貼られている。第70紙のみでは紙幅が十分でなく、充銭文と収納文を書く余裕がないので、第70紙と第69紙の二紙継ぎの用紙が選ばれた。事実、第70紙は充



銭文だけ書かれてそれでいっぱいになっている。したがって収納文は第69紙に書かれてしかるべきであるが、この場合、申請者二名の名前の周囲に書かれたため、第69紙は空のままとなったのであろう。

同じく続々修40ノ3裏の第5紙にはNo.81が書かれている。これは金月足・丈部浜足・丈部益人の三人が借用を希望するものである。このため、収納文に多くのスペースを要すると予測された。そこで第5紙(四三・七cm)と第4紙(約一〇・四cm)の二紙継ぎの用紙が選ばれたのであろう。

しかし奥には充銭文しか書かれず、収納文も簡単なもので済んだため、第5紙には多くの余白が残り、第4紙には何も書かれずに終わった。

続々修40ノ2裏の第8紙は借金申込書aであるが、その奥(左)に空の第7紙が貼られている(逆継ぎ)。これは月借錢解ではないが、充銭文、収納文などは書かれてもよい。そこで第8紙のみでは十分ではないので、第8・7紙の二紙継ぎの用紙が選ばれたのであろう。しかし、この借金の申し込みは認められなかったらしいので、第7紙は空のまま残った。

以上、二紙継ぎの用紙が選ばれたのは、借金申込書の例を含めて、三例が確認できるだけである。<sup>(10)</sup>多くの月借錢解の中でこれだけしか確認できないのは、表裏空で十分な横幅の紙が多数用意されており、その中に二紙継ぎのものが含まれることはあったが、その数は少なかったことを示している。

**書式** 借用希望者は、以上のように用紙を手にとると、上掲のような書式で月借錢解を書いた。単独で借用する場合と、数人の共同借用とで様式が異なる。前者では償人が立てられるのが普通であるが、後者では償人

はなく「死生同心」などの連帯保証を示す文言が記されるのを通例とする。この両者の違いはあるが、解を用いること、二行目に「合」の次に借用希望金額と利率を書くこと、cに相当する部分には返済期限や返済の決意を記すのみで、その他の個人的な事情を記すことはまれであることなど、大体において似た内容になっている。これらは宝亀三年から六年にわたって受け継がれ、その間に顕著な様式の変化は見られない。

しかし、借用希望者の名前が日下ではなく冒頭に書かれることがあること、cに相当する部分の文章に若干のバリエーションがあることなど、細部で変化がある。したがって、何らかのひな型をもとに、それを写しながら作成したとまでは言えない。大体の書き方が周知されていて、それに従って書いたとみるのが穏当であらう。

月借錢解は、ほとんどの場合、解の形式を用いている。<sup>(11)</sup>「謹解」で書き始めるものが多いが、人名+(謹)解で書き出すものもある。書き出しが書き止めのいずれか又は両方に「謹」字を使用する場合がほとんどであるが、中にはどこにも「謹」字を用いないものがある。No.4・15・16・32・34・37・45・66・67の九点である。その中で最も異例なのは次のNo.15である。

解①月錢三百文 ③二月又并日利六十二文

右、錢要湏、照趣使、付可

給下、⑧更尅貫文八月二日、⑨「千六十文」

七月八日念林老人

④「以十一月廿四日納四百卅文」<sup>三百文本</sup>  
「百卅文三月又十日利」

②「依員行 司」



⑤「以同月十二日請二百文」  
念林宅成  
 ⑥⑦「以十一月廿四日納了」  
 「二月又十五日利卅九文」

これによると、このNo.15では三回にわたる月借錢の貸付けと返済が記録されている。一回目は①の三〇〇文であり、宝亀三年七月八日付で月借錢解が作成された。②の充銭文はこれに対するものである。③の八月末ごろに利六二文のみを返し、④十一月二四日に本利を返済してこの件は完済となった。①に掛かる朱合点はその完済符号である。これについては、「謹」字を用いないのみならず、「可給下」という月借錢解ではこれにしか見えない特異な書き止めになっている。また返済の期限を切らず、質も償人もない。本人でなく使者に提出させたいらしい。これも異例である。

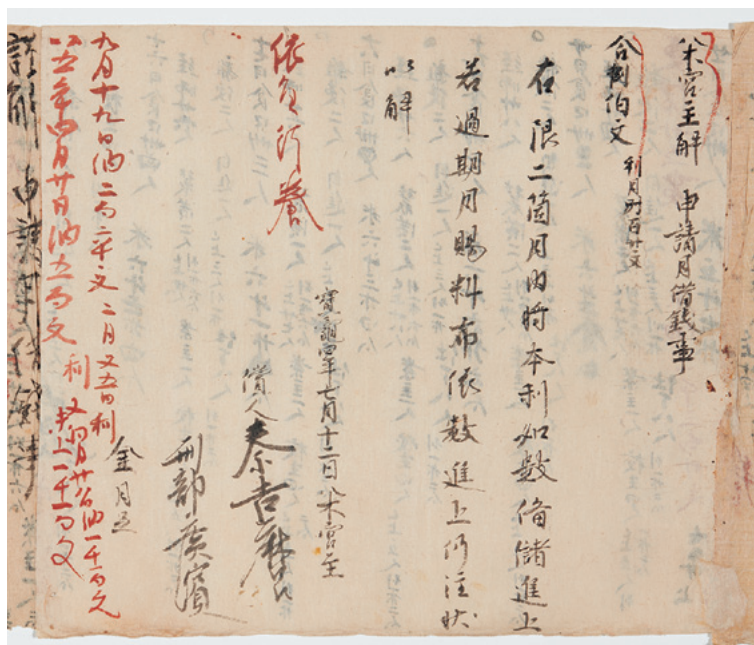
二回目は⑤同月（七月）一二日の二〇〇文で、念林宅成が借りた。この場合、念林宅成が月借錢解を作成したかどうか確証はないが、このNo.15に書き込まれるという異例の状態から見て、作成しなかったとみておきたい<sup>⑫</sup>。これは⑥のように、八月末ごろ利三九文のみを返し、⑦十一月二四日に本利とも完済した。⑤の朱合点がこの件の完済符号であろう。三回目は⑧「更壹貫文八月二日」である。これも最初の月借錢解への書き込みの形をとっており、すこぶる異例である。これに関しては⑨『一千六十文』の朱筆が収納文、⑧の朱線の囲みが完済符号とみられる。

以上のように、No.15は異例ずくめである上に、全体として月借錢の運営主体に対する敬意が感じられない。念林老人は天平十一年（七三九）から見える最古参に属する経師で、神護景雲二年（七六八）には奉写一切経司の主典で正八位上の位階を持っていた。また、宝亀三年七月以前に「念林

主典」とあるので（二一ノ一二三）、No.15の時点で造東大寺司主典であった可能性はある。このような経歴の長さや地位の高さが、異例の解を書くことを可能にしたのであろう。

償人 単独で借用希望する場合は、原則として償人を立てることが求められた。複数の場合は、相互の連帯保証とされ「死生同心」などのそれを示す文言が書き込まれた。

償人の部分は、同筆別筆の判別が難しい場合が多いが、「償」または「償



挿図2 No.67 八木宮主月借錢解（宝亀4.7.12）続々修40-2裏31紙 償人の自署

「氏」までが先に書かれており、償人はその下に氏名または名のみを自署したとみられる。たとえばNo.67では、「償人」までと「秦吉麻呂」以下は筆跡や墨の濃さが異なり、三人の償人は明らかに自署である(挿図2)。No.56では、「償」に薄墨で「證人」と重ね書きし、さらに「大宅首童子」以下四人の證人がそれぞれ自署しているとみてよい(挿図3)。自筆で書きこんでもらうことにより、保証力を担保したのであろう。ただし、その保証力は



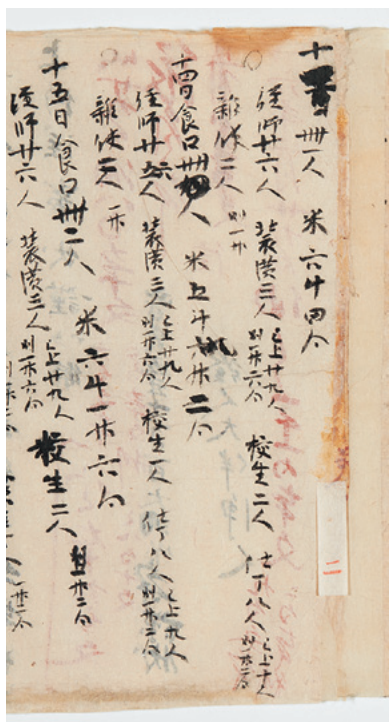
挿図3 No.56 山辺千足月借錢解(宝亀4.4.6) 続修24⑧ 償人の自署

どこから来ているのか、借用者と償人とはどのような関係であるのか、どこでどのようにして自署をもらったのか、など多くの点が不明である。<sup>(14)</sup>

## (二) 第二段階

前項では、月借錢解の作成のレベルについて検討したが、つぎに、第二段階の検討に進もう。第二段階は月借錢の事務担当者が、月借錢解や作成した事務帳簿(月借錢関連史料)によって事務処理をおこなった段階である。継目裏書・充銭文・収納文・完済符号がどのように記されたのかを検討することを通じて、提出された月借錢解が事務的にどのように扱われたのかを考えたい。

月借錢継文と継目裏書 現存するほとんどの月借錢解には、接続情報ならびに実物観察によると、左右両端裏もしくは片端裏に「養」<sup>(15)</sup>の文字(朱筆または墨筆)が半存する。そのうちもつとも遅い時期の「養」の継目裏書は、No.87(宝亀五年一二月一日)の左端裏にあるものである(挿図4)。



挿図4 続々修40・3 第27紙 右端に継目裏書「養」(裏はNo.87大網嶋守月借錢解(宝亀5.12.1))

これらの継目裏書は、月借錢運営の責任者である上馬養が記入したものである。彼は、宝亀六年三月二九日には案主であることが確認され（二三ノ四二九）、おそらく写経所が停止される宝亀七年六月まで案主であったのであろう。次第に継目裏書を書かなくなったが、月借錢の運営に最後まで関わったと思われる。

さて、ほとんどの月借錢解に継目裏書が書かれたということは、提出された月借錢解のほとんどが貼り継がれ、月借錢継文と称すべきものが作成されたことを意味する。月借錢解以外で「養」が書かれた唯一の例外が、借金申込書bの「高向小祖月借錢解」である。この右端背面に墨書の「養」半存、左端背面に朱の「養」が半存している。この借金申込については、月借錢の責任者である上馬養が二度にわたって貸付けを許可しているので、彼の手元に置かれていたとみられる。そのために誤って月借錢継文に貼り込まれてしまったために継目裏書が書かれたのであろう。この点から見て、月借錢解を貼り継ぎ「養」の継目裏書を書くことが月借錢継文の原則であったと考えられる。

しかし一方で、現状で継目裏書の存在が認められないものが存在する（表1）。これらをどう理解したらよいであろうか。このうち前後のいずれかを欠く場合も、<sup>17</sup>欠けていない側に継目裏書がないので、欠落している側にも継目裏書がなかった可能性が大いにある。これによると、No. 38・42・75・77・81・82・84・85・86・88・92・93・94・95・96の一点点には、継目裏書がないか、もしくはない可能性が高い。このうちNo. 42・77は、後述のように、月借錢継文に貼り継がれなかったとみられるので、継目裏書

がなくて当然である。

この二点を除くと、No. 38以外はすべて宝亀五年三月二九日のNo. 75以降のものであることがわかる。そうすると、宝亀五、六年の遅い時期のものに継目裏書のないもの、もしくはない可能性のあるものが集中していることがわかる。このことは、遅い時期になると、月借錢継文には次第に継目裏書が書かれなくなっていく傾向があることを示している。

**完済符号** 現存する月借錢解を見ると、充銭文・収納文が書き込まれ、最後に完済符号が付されるのが標準的なあり方である。しかし、中には充銭文・収納文のいずれかまたは両方がなくとも完済符号が付されている場合がある。

No. 4は左端が『史料目録』と『影印集成』にそれぞれ「切断、墨痕僅存」「墨痕（僅存）切断」とされているので、償人・<sup>18</sup>充銭文・収納文の部分が切り取られて残っていないとみられる。しかし、借用希望銭額の部分に合点があり、これが完済符号である。

No. 9には充銭文はあるが収納文がない。しかし、借用希望銭額と利率、一ヶ月の期限で借用したい旨の文言、日下の念林老人の人名の各部分が朱の線で抹消されている。充銭文とこの朱の抹消線は色が異なり（挿図5）、記入時期が違う。この点から、朱の抹消線は完済符号としての意味があったであろう。

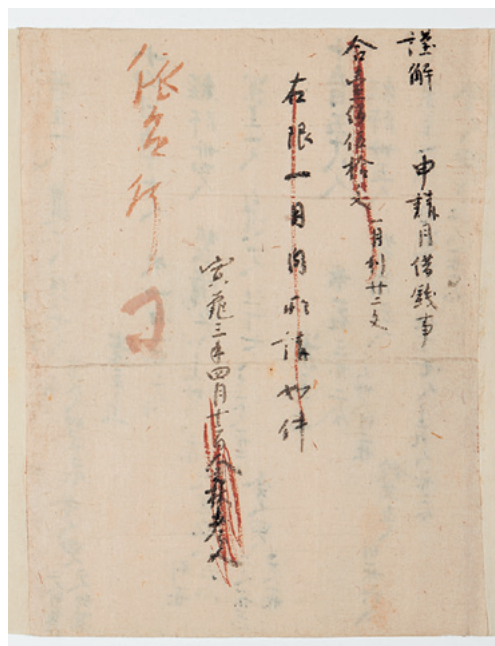
No. 32は充銭文がないが、書き出しと借用希望銭額、質物の部分を朱線で囲む完済符号がある。

No. 34も充銭文はあるが収納文が見られない。借用希望銭額と借用希望者





挿図6 No.34 音太郎野上月借錢解（宝龜3.12.3）  
続々修40・1裏87紙 朱合点が完済を示す



挿図5 No.9 念林老人月借錢解（宝龜3.4.12）  
続修後集20④ 朱抹が完済を示す

の音太郎野上・刑部真主の名前と銭額の内訳部分に朱合点<sup>19</sup>が打たれている。この朱合点と充銭文の朱の色はわずかに異なっている（挿図6）。この朱合点は完済符号と判断しうる。

No.55は、充銭文はあるが収納文がない。しかし、借用希望銭額の右肩部分に朱の圈点が打たれており、これが完済符号とみられる。

No.94は、丈部長岡・大生子敷・額田部磯嶋の三人連名の月借錢解である。日下とそれにくわえてこの三人の自署があるべきであるが、二人目の「大生子敷」の文字が切れており、額田部磯嶋の自署はない。したがって後欠である。このためか充銭文が残っていない。しかし、丈部長岡・大生子敷の二人については「六百六文」「六百九十四文」という朱の書き込みがあり、これが収納文とみられる。また「丈部長岡五百文」と借用希望銭額を記した右肩に、この収納文と同じ色の朱で合点が付されている。これが完済符号<sup>20</sup>であろう。

No.95は充銭文・収納文ともないが、借用希望銭額部分の墨合点が完済符号であろう。

No.96は、充銭文・収納文ともないが、借用希望銭額の右肩部分に墨合点がある。これが完済符号であろう。

このように、以上のNo.4・9・32・34・55・94・95・96には、充銭文や収納文の片方もしくは両方がないが、完済符号があるので、月借錢は貸付けられ、本利とも返済されたとみられる。

このほかNo.31・64・77・86・89・92は前後欠のため完済符号の有無を確かめられない。ただしNo.77は、末尾が残るのみだが、この部分に充銭文・



収納文を書き込めるスペースが十分あるにも関わらず、それらは無い。また、日下の「専受五百木部真勝」と「償足」「石川宮衣」の部分が墨抹されていて異例である。後述するように、二次利用も食口案ではなく五百木部真勝の手実であるので、おそらく貸付けが認められず、五百木部真勝に返却されたのであろう。このため完済符号はなかったとみられる。またNo.92は大きく後欠しており、一行目「謹解 申請月借錢事」と二行目「合錢壹貫五百文加別百十五文」が残るのみであるが、この部分に完済符号らしきものは認められない。断言はできないが、完済符号はなかった可能性がある。つぎに、完済符号がないことが確実にしくはそのように推測されるのは、No.42・75・77・84・92の五点である。このうちNo.42・84は、後述のように、貸付けは認められず、前者は申請者に返却され、後者は写経所事務局に留め置かれたと考えられる。したがって完済符号がないのは当然である。No.77・92も同様とみられる。残るNo.75は美努船長の月借錢解であるが、これは極めて異例である。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文利如進人者 質家也

右、件錢、忽依有所用、一月之間、所請如前、仍注事狀、附葛万呂申送、以解、

宝龜五年三月廿九日付葛万呂

謹上 經所衙 主奴美努船長狀上

紙末申 船長今間有暇日甚多、欲參

織布、乞欲可不之狀聞食、

これには充錢文・収納文・完済符号その他の記載や記号は何もない。また、利息について「利如進人者」と記すこと、月借錢解では宛先を書かないのに「謹上 經所衙」と記し、「主奴」「狀上」とあり、「紙末申」以下の追記をしていることなどは、通例の月借錢解と著しく異なる。また美努船長本人は休暇中のものであり、葛万呂なる人物に付して届けており、書状の体裁をとっている。事情がはっきりしないが、貸付けは認められなかったものと理解しておきたい。後述のように、他の月借錢解と同じく食口案F帳に二次利用されているので、美努船長に返却されことなく写経所の月借錢担当者の手元に残されたとみられる。<sup>(21)</sup>

以上のNo.42・75・77・84・92の五例と、前欠のため不明の分を除くと、現存する月借錢解のほとんどは、実際に貸付けられ、そして完済されたものとみてよいのである。

これによると、現存する月借錢解には二種類あることになる。一つは実際に貸付けられ完済されたもの（完済符号があるもの）、もう一つは、点数は少ないが、月借錢解として提出されたが貸付けが認められなかったもの（完済符号がないもの）である。<sup>(22)</sup>

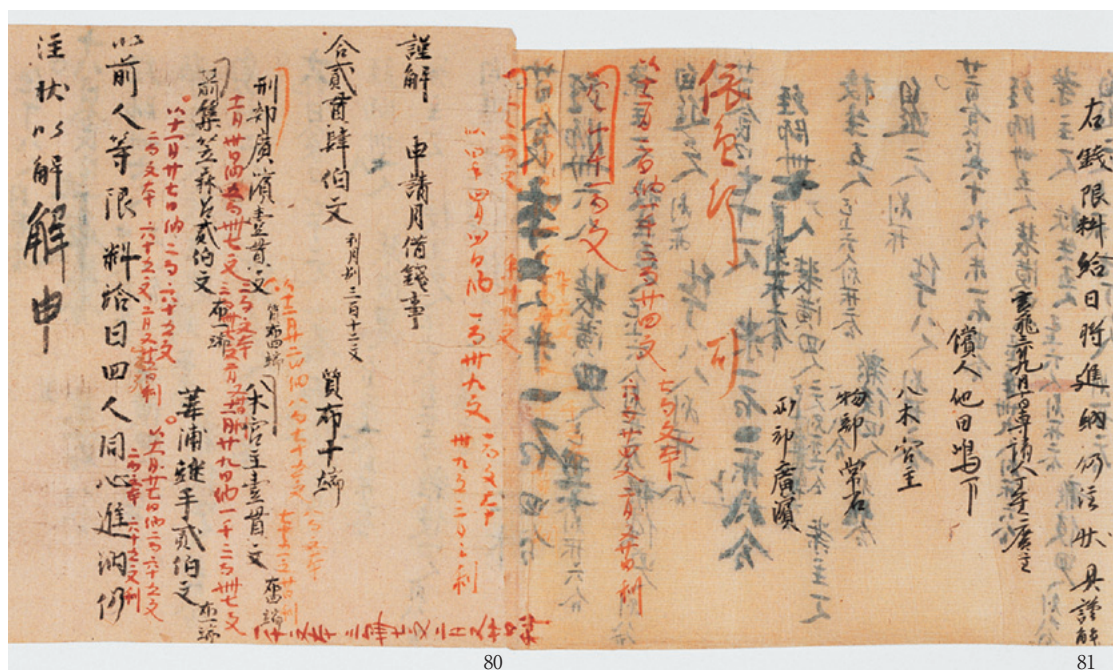
このうち後者は、さらに二つに分かれる。No.42・77のように申請者に返却されたものと、No.75・84・92のようにそのまま写経所に留め置かれたものである。この違いは、貸付け不可の決裁がどの時期になされたかによるのであろう。月借錢解提出後早い段階で決裁されると申請者に返されたが、ある程度事務処理が進み、月借錢継文に貼り継がれた後に決裁されると返

されることはなかった。

現存する月借錢解の以上の二種類は、月借錢貸付けの実行という点では大きく異なるが、視点を変えて月借錢の事務担当者から見ると、いずれも事務運営上では処理済みになったものであるという点で共通する。そのようなものが、貸付けや返済の事務が進行中の月借錢継文に入り混じっていると、事務作業がやりにくかったはずである。それらはどのように処理されたか。

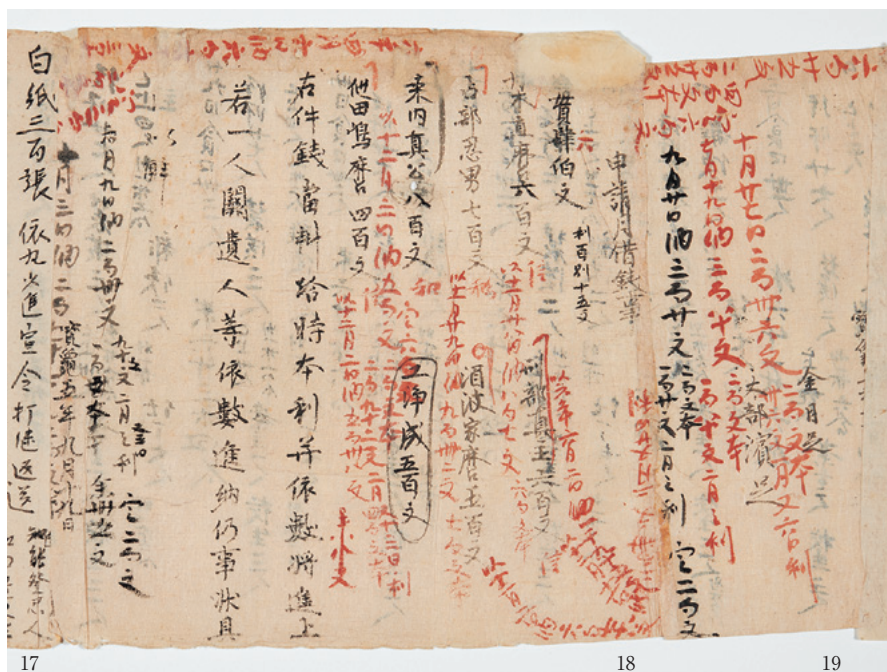
**充銭文などと紙継目との関係** この点を考える前に、充銭文・収納文・完済符号が紙継目をまたぐ事例について検討しておきたい。管見では以下の八例がある。

- (1) No. 5の合点が紙継目をまたいでいるため、右方のNo. 6の左端に墨痕が残る。
  - (2) No. 7の収納文が左方のNo. 2との紙継目をまたいでいる。
  - (3) No. 16の完済符号が右方のNo. 15との紙継目をまたいでいる。
  - (4) No. 20の収納文が右方のNo. 26との紙継目をまたいでいる(挿図7)。
  - (5) No. 26の収納文が左方のNo. 20との紙継目をまたいでいる(挿図7)。
  - (6) No. 48の収納文が左方のNo. 61との紙継目をまたいでいる。
  - (7) No. 85の収納文が途切れているので、左方にあった紙にまたがって書かれていたことになる(挿図8)。
  - (8) No. 86の収納文が左方のNo. 85との紙継目をまたいでいる(挿図8)。
- これらによると、収納文が左方の月借錢解にまたがる場合が多いが、(1) (3)の二例は完済符号が右方の月借錢解にまたがっている事例であ



挿図7 No. 26 壬生広主月借錢解(宝亀3.9.10) 続々修40-1裏81紙、No. 20 刑部広浜等連署月借錢解(宝亀3.9.7) 同裏80紙  
前者の収納文が後者との紙継目をまたいでいる





挿図 8 No. 85 舟木直麻呂等月借錢解 (宝亀5. 9. 19) 続々修40・4裏18紙  
左端、途切れる 右端、文字を無理に入れ込む  
No. 86 金月足丈部浜足連署月借錢解 (宝亀5. 11. 30) 同裏19紙  
左端、収納文が紙継目をまたいでいる

る。これら八例のように、収納文や完済符号が左右の紙継目をまたいでいるということは、充銭・収納・完済の確認などの事務が、単独の月借錢解で行われたのではなく、それを貼り継いだ月借錢継文上で行われたことを示している。

しかし、一方で多くの月借錢解にあつては、充銭文・収納文・完済符号は、その月借錢解の紙面内に収められている。紙幅にあまり余裕がない場合でも、無理に収めている。たとえばNo. 85のうち、刑部真主の二月一日の返済について、「二百冊文 二月又并日利」の部分は紙端に沿って下から上に書かれている(挿図8)。右に続くNo. 86の収納文が紙継目をまたいでいるので(上記(8))、これもNo. 86側にはみ出しでも問題ないはずであるのに、No. 85のうちに収めようとしている。

なぜこのようなことが行われたのか。その理由として、月借錢解が抜き取られることが予定されていたからと考えてみてはどうか。そうすると、抜き取られた月借錢解であっても、そこに充銭文・収納文・完済符号が原則としてみな残っていることになる。そのことは、もし何らかの問題が生じて、借用申し込みから完済までの経過を後から追跡できることを意味する。

しかし、上記のように少数であれ隣りの月借錢解に記載がまたがって書かれた事例があることはどのように考えられるであろうか。これらの事例のうち、(4)は末尾の「文」「利」の文字がまたがるだけであり、(1) (3)は完済符号として十分認識でき、(6)は文字の一部が切れるだけで十分に読み取れる。これらは、抜き取られて単独の月借錢となってもあまり問題はない。しかし、(5)では、No. 26の「以四年四月四日納一百卅九文一百文本  
卅九文三月之利」という収納文の一行が完全に左のNo. 20にまたいでいるが(挿図7)、この一行は完済されたことを示す重要なものである。これなどは上記の配慮の欠如と言ってしまうばそれまでであるが、完済符号の合点が

はつきりと記されているので、事務担当者としては完済符号さえ確認できれば良いという意識が働いていたとしておきたい。

**事務処理済みの月借錢解** 先に、完済符号が付され事務処理が完了した月借錢解が月借錢継文に継がれたままであると、事務作業が行いにくかったはずであることを指摘した。また充銭文・収納文・完済符号のあり方から、月借錢解の抜き取りということを予想した。これらを総合的に考えるために、月借錢解が貼り継がれた状況を検討したい。

『史料目録』によって接続が確認されているものや、継目裏書が完存したり収納文・完済符号等が紙継目をまたいでいる場合は、月借錢解が宝亀年間当初に貼り継がれた状態がそのまま保存されている事例として理解できる。それを整理すると表4のa～qとなる。これには、その両端の状況も併せて記している。

これによると、b～kの月借錢解群については、両端裏に継目裏書が半存しているのので、その両側にはかつて別の月借錢解が貼り継がれていたはずである。またa～l～pは、少なくとも一方の端裏に継目裏書の半存が確認できるので、かつてそちらのほうに別の月借錢解が貼り継がれていたとみてよい。

残るm～qのうちm～nは、左右両端裏とも継目裏書が確認できないが、ハガシトリ痕の有無を十分に確認できないので、左右両側に別の月借錢解が貼り継がれていなかったとまで断言することは控えておきたい。qは両端とも欠失しているので、両側との関係は不明とするほかない。

以上によると、m～q以外については、両方または片方にかつて月借錢

解が続いていたとすることができる。したがって、これらは、長く続く月借錢継文から、それぞれ数点まとめて剥がし取られたものといえることができる。

以上の接続するもの以外に、煩を避けていちいち述べないが、継目裏書が半存ないし微存する二三点の月借錢解が単独で存在する(表1)。これらの左右にもかつて別の月借錢解が貼り継がれていたのである。これらは、月借錢継文から一点ずつ抜き取られたことを意味する。

以上によると、かつて存在した月借錢継文から、事務処理済みの月借錢解が一点または数点ずつ剥がし取られ、その剥がし取られたものが現

表4 接続する月借錢解の左右両端の状況

| 左端   |        | 接続する月借錢解                       | 右端     |      |
|------|--------|--------------------------------|--------|------|
| 継目裏書 | ハガシトリ痕 | 月借錢解No                         | ハガシトリ痕 | 継目裏書 |
| 切断   | 切断     | a 4→3→5→6                      | ○      | ○    |
| ○    | ○      | b 9→10                         | ○      | ○    |
| ○    | ×      | c 33→32→34→35                  | ○      | ○    |
| ○    | ○      | d 41→b→43→45→フォック美術館所蔵断簡→46→47 | 前欠     | 前欠   |
| ○    | ○      | e 49→50→52→53→54→55            | ○      | ○    |
| ○    | ○      | f 56→57→58→59→60               | ○      | ×    |
| ○    | ○      | g 61→48→62                     | ○      | ○    |
| ○    | ○      | h 65→66、65→51                  | ○      | ○    |
| ○    | ○      | i 69→70                        | ○      | ×    |
| ○    | ○      | j 73→74→72                     | ×      | ○    |
| ○    |        | k 2→7                          |        | ○    |
| ×    |        | l 12→13→16→15                  |        | ○    |
| ×    |        | m 21→22→25→23→24               |        | ×    |
| ×    |        | n 19→18→29                     |        | ×    |
| ×    |        | o 20→26→27→28                  |        | ○    |
| ○    |        | p 63→64                        |        | 前欠   |
| 後欠   |        | q 85→86                        |        | 前欠   |

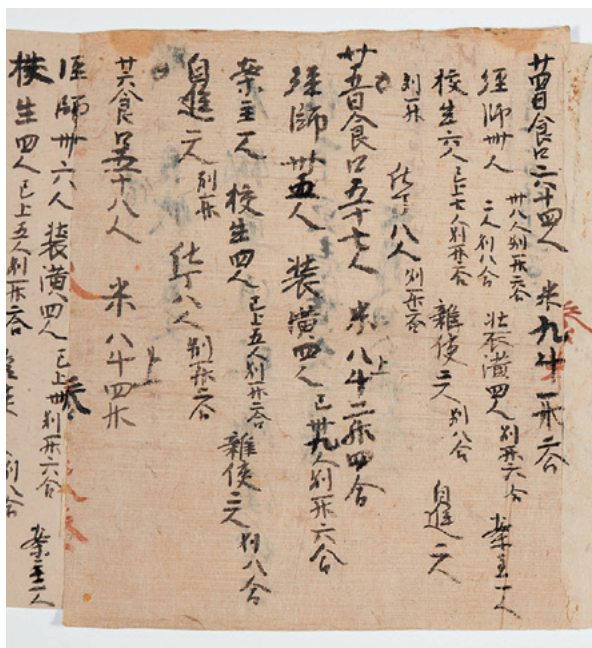
- ・a～jは『史料目録』によって接続情報が与えられているもの。k～pは継目裏書が完存していることが視認により確かめられるもの。
- ・k～pの左右両端のハガシトリ痕については、私には実物観察で十分な自信をもって認定できなかった場合があるので、すべて空欄としている。



存する月借錢解なのであるとすることができる。

次に、一方の端部に継目裏書が複数存在する事例に注目したい。『史料目録』『影印集成』および実物観察によると、No 2・6・7・9・12・13・14・15・17・18・30・41・49・65・66・80の一六例がある。このうち最も顕著な事例は、No 15の右端裏で継目裏書が四つもある(挿図9)。継目裏書が複数存在するということは、継ぎ直しが行われたことを示している。いま月借錢継文から月借錢解が剥がし取られたことを指摘したが、一点ないし数点の月借錢解が抜き取られた後、その部分の前後を貼り継いでふたたび継目裏書が書かれたために、継目裏書が複数となったと考えられる。

以上によると、月借錢解は貼り継がれて月借錢継文とされ、それによつ



挿図9 続々修40-1 第74紙 左端に継目裏書「養」半存4つ、右端に1つ  
(背面はNo 15念林老人月借錢解(宝亀3.7.8))

て貸付け、回収の事務がとられたが、完済に至ったり貸付けが認められなかった月借錢解は、数点または一点ごとに適宜剥がし取られ、その個所が継ぎ直された。このことは、先に充銭文・収納文・完済符号のあり方から、月借錢解の抜き取りを想定したとと合致する。

**月借錢継文の貼り継ぎ順** 次に、①～④の貼り継ぎの順序を検討したい。これによると、多くは日付順に左から右に貼り継がれているが、③⑤⑥⑦⑧⑨の一部に日付の順が逆転している場合がある。そこで、この日付の逆転している事例を検討しよう。

まず③では、No 33(二月一日)と32(二月二七日)の日付が逆転している。しかしNo 33の日付は訂正されており、訂正後が二月一日であるが、訂正前は一月□□日であった。そうすると、日付の逆転はこの訂正によって生じた可能性が高い。

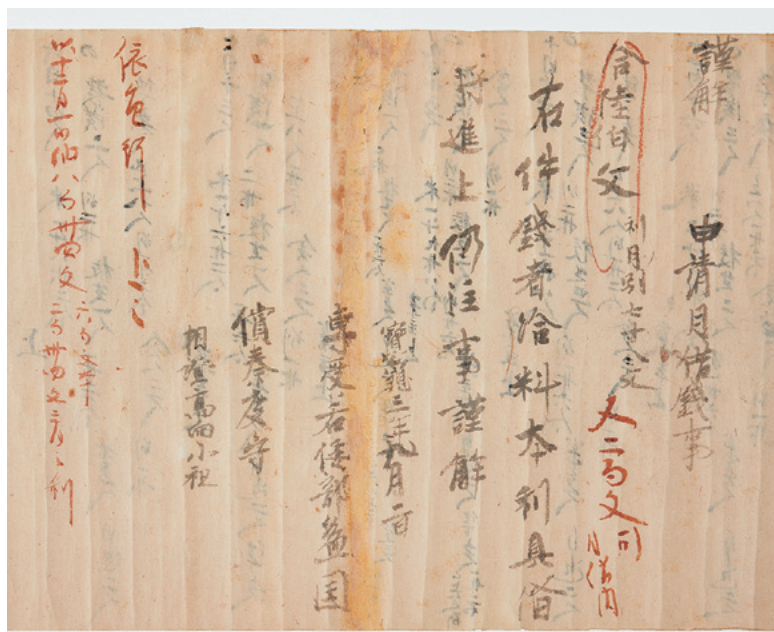
次に⑧の三点(No 61・48・62)は、真ん中のNo 48の両端がともに「接続ス(ツキ合セ、表裏接続)」であるので、三点の順序は月借錢継文の最初の状態が保存されているものとみられる。したがって、この場合の日付の逆転は、月借錢継文に貼り継がれた当初からのものと見なければならぬ。

⑧は始めNo 65(七月九日)―66(七月一日)と日付順に貼り継がれていたが、その後No 66がはがされてNo 51(四月六日)が継がれ、日付の逆転が生じた。

①のNo 74(三月六日)―72(二月一日)は「接続ス(表裏接続)」とされているが、No 72左端表に紙片が付着するものの同裏に糊跡が確認できない。したがって、継ぎ直された可能性がある。そうだとすると、No 73(二月一

○日)―74は日付順で、No.74―72の日付の逆転は、継ぎ直し後に生じたものとみることができる。

⑨のNo.19には八月二日から九月二日への日付の変更がある。はじめ六〇〇文の借用を申し込み、これについて充銭文と収納文が書かれている。収納文の朱と六〇〇文部分を囲む朱線とは同じ色調であるので(挿図10)、後者は六〇〇文についての完済符号である。これに対応する日付が当初の



挿図10 No.19 若倭部益国月借錢解(宝亀3.9.2)続々修40-1裏第2紙 日付の変更

八月二日である。しかしその後二〇〇文が追加借用された。その収納文は記されていないが、これに対応して九月二日に日付が訂正されたのである。そうすると、最初に⑨が貼り継がれた時には、日付順であったことになる。また、追加借用の九月二日までの一ヶ月以内に最初の貼り継ぎが行われたことになる。

以上によると、⑧以外は、いずれも継ぎ直しや日付の訂正によって逆転が生じたと理解できる。したがって、月借錢解が提出されると、ほとんどの場合、日付順に左から右に貼り継がれ、月借錢継文が作成されたと考えられる。

なお、月借錢継文は巻かれていたと思われるが、同時に数本の月借錢継文があったと考えられるので、開かずに内容を知ることのできる工夫があったのではないか。題籤軸<sup>(23)</sup>、端裏書<sup>(24)</sup>、インデックスなどが想定されるが、その手掛かりは管見の限りではない。

**剥がし取られた月借錢解の処置** 月借錢継文から剥がし取られた月借錢解は、その後どのように扱われたであろうか。表5は完済の日時が特定できるものについて、その背面が食口案のいつの条に二次利用されたかを調べ、完済日からその日までの日数を計算したものである。剥がし取りが完済以後いつ頃行われたのかははっきりしないし、二次利用に使用された時点も特定できない。しかし、ここで計算した日数より大幅に少ないことはなからうから、一応、剥がし取られてから二次利用されるまでの期間を見る目安として大過ないと思われる。

全六四例のうち、一ヶ月未満や六ヶ月以上は特異例として除外し、残る

表5 完済から二次利用までの日数

| No. | 月借錢解の日付   | 完済日        | 二次利用開始日   | 日数  | No.                                                                                 | 月借錢解の日付   | 完済日       | 二次利用開始日    | 日数  |
|-----|-----------|------------|-----------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------|-----|
| 1   | 宝亀3年2月14日 | 宝亀3年6月23日  | 宝亀3年8月19日 | 55  | 48                                                                                  | 宝亀4年4月4日  | 宝亀4年7月10日 | 宝亀4年10月18日 | 97  |
| 3   | 〃 2月25日   | 〃 6月24日    | 〃 8月29日   | 64  | 49                                                                                  | 〃 4月5日    | 〃 7月9日    | 〃 9月6日     | 56  |
| 5   | 〃 2月29日   | 〃 4月12日    | 〃 9月2日    | 137 | 50                                                                                  | 〃 4月5日    | 〃 7月10日   | 〃 9月9日     | 58  |
| 6   | 〃 2月30日   | 〃 6月14日    | 〃 9月4日    | 78  | 52                                                                                  | 〃 4月6日    | 〃 7月12日   | 〃 9月13日    | 60  |
| 7   | 〃 3月5日    | 〃 11月24日   | 宝亀4年4月8日  | 133 | 53                                                                                  | 〃 4月6日    | 〃 7月10日   | 〃 9月16日    | 65  |
| 8   | 〃 4月2日    | 宝亀4年1月11日  | 〃 4月11日   | 89  | 54                                                                                  | 〃 4月6日    | 〃 7月9日    | 〃 9月20日    | 70  |
| 10  | 〃 4月13日   | 宝亀3年6月13日  | 宝亀3年8月15日 | 61  | 56                                                                                  | 〃 4月7日    | 〃 7月13日   | 〃 9月27日    | 73  |
| 12  | 〃 6月15日   | 宝亀4年1月23日  | 宝亀4年4月15日 | 81  | 57                                                                                  | 〃 4月8日    | 〃 7月9日    | 〃 9月30日    | 80  |
| 13  | 〃 6月16日   | 宝亀3年9月12日  | 〃 4月18日   | 213 | 58                                                                                  | 〃 4月8日    | 〃 7月7日    | 〃 10月4日    | 86  |
| 14  | 〃 6月18日   | 〃 7月1日     | 宝亀3年8月9日  | 37  | 59                                                                                  | 〃 4月9日    | 〃 7月11日   | 〃 10月7日    | 85  |
| 16  | 〃 8月28日   | 〃 11月23日   | 宝亀4年4月21日 | 147 | 60                                                                                  | 〃 4月10日   | 〃 7月17日   | 〃 10月10日   | 82  |
| 17  | 〃 8月29日   | 〃 10月21日   | 〃 12月12日  | 434 | 61                                                                                  | 〃 4月14日   | 〃 7月9日    | 〃 10月13日   | 93  |
| 18  | 〃 8月30日   | 〃 11月24日   | 〃 1月11日   | 47  | 62                                                                                  | 〃 4月23日   | 〃 7月10日   | 〃 10月21日   | 100 |
| 22  | 〃 9月7日    | 〃 11月26日   | 〃 5月2日    | 154 | 63                                                                                  | 〃 5月12日   | 〃 7月13日   | 〃 10月25日   | 101 |
| 23  | 〃 9月8日    | 〃 10月10日   | 〃 5月10日   | 207 | 64                                                                                  | 〃 5月30日   | 〃 7月11日   | 〃 10月26日   | 104 |
| 24  | 〃 9月8日    | 〃 12月1日    | 〃 5月12日   | 159 | 65                                                                                  | 〃 7月9日    | 〃 11月7日   | 〃 12月26日   | 78  |
| 26  | 〃 9月10日   | 宝亀4年4月4日   | 〃 5月20日   | 45  | 66                                                                                  | 〃 7月11日   | 〃 11月5日   | 〃 12月20日   | 44  |
| 27  | 〃 9月11日   | 宝亀3年12月5日  | 〃 5月23日   | 166 | 68                                                                                  | 〃 9月20日   | 〃 11月7日   | 宝亀5年2月2日   | 113 |
| 28  | 〃 9月11日   | 〃 11月24日   | 〃 5月26日   | 180 | 69                                                                                  | 〃 9月20日   | 〃 11月7日   | 〃 1月21日    | 103 |
| 29  | 〃 9月13日   | 〃 10月11日   | 〃 1月17日   | 95  | 70                                                                                  | 〃 9月21日   | 〃 11月6日   | 〃 1月26日    | 109 |
| 30  | 〃 9月16日   | 宝亀4年4月5日   | 〃 12月1日   | 261 | 71                                                                                  | 〃 9月22日   | 〃 11月6日   | 〃 1月14日    | 97  |
| 32  | 〃 11月27日  | 宝亀3年12月25日 | 〃 6月5日    | 158 | 72                                                                                  | 宝亀5年2月1日  | 宝亀5年4月23日 | 〃 8月9日     | 105 |
| 33  | 〃 12月1日   | 〃 12月24日   | 〃 6月2日    | 156 | 73                                                                                  | 〃 2月10日   | 〃 4月12日   | 〃 7月30日    | 107 |
| 36  | 〃 12月25日  | 宝亀4年7月17日  | 〃 7月21日   | 4   | 74                                                                                  | 〃 3月6日    | 〃 4月15日   | 〃 8月5日     | 109 |
| 37  | 〃 12月27日  | 〃 4月3日     | 〃 5月29日   | 55  | 76                                                                                  | 〃 4月27日   | 〃 7月7日    | 〃 7月26日    | 19  |
| 38  | 〃 12月27日  | 〃 7月12日    | 〃 8月2日    | 20  | 78                                                                                  | 〃 4月29日   | 〃 7月5日    | 〃 7月21日    | 16  |
| 39  | 〃 12月28日  | 〃 4月4日     | 〃 7月26日   | 110 | 80                                                                                  | 〃 8月13日   | 〃 9月21日   | 〃 12月22日   | 91  |
| 40  | 〃 12月29日  | 〃 4月5日     | 〃 8月8日    | 121 | 82                                                                                  | 〃 9月18日   | 〃 9月25日   | 宝亀6年1月15日  | 109 |
| 41  | 宝亀4年1月25日 | 〃 4月3日     | 〃 8月13日   | 128 | 83                                                                                  | 〃 9月19日   | 〃 12月17日  | 宝亀5年12月26日 | 9   |
| 44  | 〃 2月30日   | 〃 5月26日    | 〃 8月23日   | 86  | 87                                                                                  | 〃 12月1日   | 宝亀6年2月29日 | 宝亀6年4月14日  | 43  |
| 45  | 〃 2月30日   | 〃 4月14日    | 〃 8月27日   | 131 | 93                                                                                  | 宝亀6年5月30日 | 〃 7月14日   | 〃 7月29日    | 15  |
| 46  | 〃 3月10日   | 〃 7月9日     | 〃 9月3日    | 53  | ・月借錢解の日付と完済日がわかるものについて表示した。<br>・二次利用開始日は便宜的に背面の食口案断簡の始めの日とした。<br>実際にはこれより若干早まるであろう。 |           |           |            |     |
| 47  | 〃 4月3日    | 〃 11月5日    | 宝亀5年1月9日  | 93  |                                                                                     |           |           |            |     |

五四例で平均をとると、九五・一日となる。  
つまり、完済日から二次利用までに平均約  
三ヶ月もたっているのである。

前述のように、一通内に充銭文・収納  
文・完済符号を取め、剥がし取られた後も  
借用申し込みから完済までの経過をたどれ  
るように配慮していたことを念頭に置くと、  
この長さは、剥がし取られた月借錢解がす  
ぐさま反古とはされないで、しばらく月借  
錢担当者のもとに置かれていて、問題が起  
こらないと判断された時点で初めて反古に  
回されたと理解しておきたい。

月借錢関連史料 これまで月借錢解や月  
借錢継文に焦点を当てて検討してきたが、  
これらと関係するのが月借錢関連史料①（  
⑦である。次にこれらについて検討したい。  
①「月借錢請人歴名」（続修後集20⑥、六ノ  
三三四～三三五）

前欠。三七人の人名と銭額を列举し、末  
尾に「右、月借錢請人等如件」とあり、宝  
亀三年四月一八日の日付と日下に上馬養の  
自署がある。各人の氏名の下に銭額が記さ



表6 ①「月借錢請人歴名」と②「経師等月借錢収納注文」と月借錢解との比較

| ①「月借錢請人歴名」 |      | ②「経師等月借錢収納注文」 |        |       | 現存月借錢解 |           |      |          |                  |
|------------|------|---------------|--------|-------|--------|-----------|------|----------|------------------|
| 借用者        | 借用銭額 | 借用者           | 銭額     | 朱筆の月日 | No     | 年月日       | 借用銭額 | 完済時期     | 備考               |
| (前欠)       |      | 常世真吉          | 1000   | 4月12日 | 1      | 宝亀3年2月14日 | 300  | 6月23日    | 4月24日に利39文を納めている |
|            |      | 当麻宅養          | 300    | 4月24日 |        |           |      |          |                  |
| 占部忍男       | 500  | 占部忍男          | 500    | 4月10日 |        |           |      |          |                  |
| 船木麻呂       | 500  | 船木麻呂          | 500    | 4月16日 |        |           |      |          |                  |
| 小長谷嶋主      | 300  | 小長谷嶋主         | 300    | 2月18日 |        |           |      |          |                  |
| 佐保礼人       | 1000 | 佐保礼人          | 1000   | 2月18日 |        |           |      |          |                  |
| 韓国形見       | 400  | 韓国形見          | 400    | 4月14日 |        |           |      |          |                  |
| 山部針間万呂     | 700  | 山部針間万呂        | 700    | 4月9日  |        |           |      |          |                  |
| 念林宅成       | 1200 | 念林宅成          | 1200   | 4月13日 |        |           |      |          |                  |
| 壬生広主       | 800  | 壬生広主          | 800    | 2月20日 |        |           |      |          |                  |
| 豊田大山       | 4000 | 豊田大山          | 4000   | 2月20日 |        |           |      |          |                  |
| 桑内真公       | 500  | 桑内真公          | 500    | 2月20日 |        |           |      |          |                  |
| 大伴真尋       | 500  | 大伴真尋          | 500    | 4月12日 |        |           |      |          |                  |
| 石川宮衣       | 500  | 石川宮衣          | 500    | 4月8日  | 2      | 宝亀3年2月21日 | 500  | 12月25日以降 | 4月8日に利97文を納めている  |
| 丈部浜足       | 500  | 丈部浜足          | 500    | 4月12日 | 4      | 宝亀3年2月25日 | 500  | (収納文なし)  |                  |
| 秦度守        | 200  | 秦度守           | 200    | 2月25日 | 3      | 宝亀3年2月25日 | 200  | 6月24日    | 2月25日は月借錢解の日付    |
| 物部道成       | 300  | 物部道成          | 300    | 2月30日 | 6      | 宝亀3年2月30日 | 300  | 6月14日    | 2月30日は月借錢解の日付    |
| 美努石成       | 300  | 美努石成          | 300    | 3月2日  | 7      | 宝亀3年3月5日  | 600  | 11月24日   |                  |
| 音太郎野上      | 600  | 音太郎野上         | 600    | ?     |        |           |      |          |                  |
| 秦道形        | 600  | (後欠)          | 計14100 |       |        |           |      |          |                  |
| 八木宮主       | 800  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 田部国守       | 300  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 小野広成       | 1000 |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 玉作広長       | 1000 |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 大友路万呂      | 1000 |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 高磯足        | 800  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 工清成        | 500  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 秦国依        | 300  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 秦家主        | 700  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 金月足        | 500  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 陽胡穂足       | 300  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 蘭吉嶋        | 600  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 忍坂部息嶋      | 200  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 占部国人       | 200  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 物部常石       | 400  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 他田建足       | 500  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 高亀主        | 200  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 井守黒虫       | 400  |               |        |       |        |           |      |          |                  |
| 服部虫万呂      | 400  |               |        |       |        |           |      |          |                  |

計23500

れているが、これらは、表6のごとく、対応する月借錢解から借用銭額であることがわかる。また音太郎野上までの一七名は、次に見る②と順序・銭額が一致する。②との対応関係から、前欠部分に二人分が記されていたとみられる。①②とも同じ合計三九名を挙げたものであったのであろう。上馬養が上級官司へ借用者の氏名とその銭額を報告した文書の案の断片であろう。ただし、船木麻呂について「二箇月利百卅文了」と異筆で返済に関する情報が書き込まれている。また、右端の下方に、「☐月☐利☐文☐箇」の文字が僅存しているが、船木麻呂の右側に書かれていた当麻鷹養に関する同様の注記であろう。したがって、案を用いて一部の返却の記録が注記された。

②「経師等月借錢収納注文」(続々修40ノ2裏43紙、二五ノ三五三ノ三五四)

後欠。冒頭に「合廿四貫四百文<sup>九</sup>」とあり、その下に細字双行で「本二貫一百十三文利」<sup>六</sup>「廿二貫二百八十七文本」と記されている。これに続けて二〇人の人名と銭額<sup>二五</sup>、朱

による日付を記している。①との対応関係から、後欠部分に一人分が記されていたとみられる。①が氏名と借錢額のみを記したものであったのに対して、こちらは完済後の利息を計算している。<sup>(29)</sup>一致する月借錢解(表6)から、宝亀四年一月一日以降の情報を含んでいることになる。したがって、②は、①のような上級官司への報告文書ではなく、奉写一切経所の内部で月借錢の運用を把握するための帳簿の断片であろう。<sup>(30)</sup>

### ③「人々借用銭注文」(続々修30ノ2裏34・35紙、二二ノ一二三)

冒頭に「合借用銭二貫六百卅六文<sup>八</sup>」とあり、続けて借用内訳が記されている。「奉写一切経師請筆手実帳」の宝亀三年七月三日「念林宅成手実」、同一四日「壬生広主手実」(一九ノ四三〇〜四三一)に二次利用されているので、それ以前のものである。奉写一切経所内部のメモ的なものであろう。

### ④「奉写一切経所解」(続々修40ノ2裏41・42紙、二五ノ三五九〜三六一)

後欠。冒頭に「奉写一切経所解 申収納銭事」とあり、「合新銭十二貫八十三文」とその内訳「九貫八百文本」「三貫二百八十三文利」をあげる。<sup>(31)</sup>それに続けて一人の人名・銭額(本利の内訳)を記し、末尾に去る七月一日から今月六日までの「人々収納月借錢、本并利等如件」とある。人名と本の額が一致する月借錢解(表7)から、大日古が推定するように宝亀三年七月一日〜一〇月六日の内容である。これは、その期間内における月借錢運営の実績を、奉写一切経所が造東大寺司に報告した文書の案である。

### ⑤「奉写一切経所解」(続々修40ノ2裏39・40紙、二五ノ三五八〜三五九)前後欠。内容的に前半と後半に分かれる。前半は冒頭に「収納銭五貫六

百九十七文」とあり、その内訳の細字双行の左行に「一貫五百九十五文」とある。これに続けて八人について収納銭額とその本利の額を記した後、末尾に「以前、今月<sup>自</sup>廿七日迄十二日、人々且進納月借錢、本并利等如件」とある。各人の部分は④と同じ形式なので、これも月借錢運営の実績報告書

表7 ④「奉写一切経所解」と現存月借錢解

|        | 奉写一切経所解 7/11~10/6 |      |     |             | 現存月借錢解 |      |      |     |             |
|--------|-------------------|------|-----|-------------|--------|------|------|-----|-------------|
|        | 計                 | 本    | 利   | 利息計算<br>期 間 | No.    | 計    | 本    | 利   | 利息計算<br>期 間 |
| 陽侯穂足   | 330               | 300  | 30  | 25日         |        |      |      |     |             |
| 辛国形見   | 582               | 400  | 182 | 3ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 念林宅成   | 304               | 200  | 104 | 4ヶ月         |        |      |      |     |             |
| 当麻宅養   | 613               | 500  | 113 | 1ヶ月24日      |        |      |      |     |             |
| 刑部広浜   | 1560              | 1200 | 360 | 2ヶ月10日      |        |      |      |     |             |
| 占部忍男   | 663               | 500  | 163 | 2ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 高磯足    | 1050              | 800  | 250 | 2ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 音太郎野上  | (912)             | 700  | 212 | 2ヶ月10日      | 16     | 943  | 700  | 243 | 2ヶ月20日      |
| 船木麻呂   | 663               | 500  | 163 | 2ヶ月15日      | 21     | 665  | 500  | 165 | 2ヶ月15日      |
| 常世真吉   | 1304              | 1000 | 304 | 2ヶ月10日      |        |      |      |     |             |
| 美努石成   | 365               | 300  | 65  | 1ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 山部針間万呂 | 663               | 500  | 163 | 2ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 大坂広川   | 663               | 500  | 163 | 2ヶ月15日      | 24     | 695  | 500  | 195 | 3ヶ月         |
| 桑内真公   | 652               | 500  | 152 | 2ヶ月10日      |        |      |      |     |             |
| 大伴真尋   | 657               | 500  | 157 | 2ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 鈴間浄継   | 663               | 500  | 163 | 2ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 他田建足   | 663               | 500  | 163 | 2ヶ月15日      |        |      |      |     |             |
| 布師千尋   | 126               | 100  | 26  | 2ヶ月         |        |      |      |     |             |
| 大友路万呂  | 1350              | 1000 | 350 | 2ヶ月20日      | 25     | 1402 | 1000 | 402 | 2ヶ月15日      |

表8 ⑤「奉写一切経所解」と現存月借錢解

|        | 奉写一切経所解 9/7～9/12 |      |     |                | 更月借錢        |           | 現存月借錢解 |          |      |      |     |        |  |
|--------|------------------|------|-----|----------------|-------------|-----------|--------|----------|------|------|-----|--------|--|
|        | 計                | 本    | 利   | 利息計算<br>期<br>間 | 銭額          | 日付        | No.    | 日付       | 計    | 本    | 利   | 利息計算期間 |  |
| 秦吉麻呂   | 808              | 600  | 208 | 2ヶ月20日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 物部常石   | 398              | 300  | 98  | 2ヶ月15日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 大羅嶋守   | 404              | 300  | 104 | 2ヶ月20日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 田部国守   | 404              | 300  | 104 | 2ヶ月20日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 丈部浜足   | 522              | 400  | 122 | 2ヶ月10日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 壬生広主   | 1800             | 1200 | 600 | 2ヶ月15日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 念林宅成   | 674              | 500  | 174 | 2ヶ月20日         |             |           | 27     | 宝亀3/9/11 | 674  | 500  | 174 | 2ヶ月20日 |  |
| 金月足    | 685              | 500  | 185 | 2ヶ月25日         |             |           |        |          |      |      |     |        |  |
| 音太郎野上  |                  |      |     |                | 700         | 8月28日     | 16     | 宝亀3/8/28 | 943  | 700  | 243 | 2ヶ月20日 |  |
| 丈部浜足   |                  |      |     |                | 300<br>1000 | 今月7日      | 22     | 宝亀3/9/7  | 1304 | 1000 | 304 | 2ヶ月10日 |  |
| 鬼室石次   |                  |      |     |                | 1000        |           | 21     | 宝亀3/9/7  | 1455 | 1000 | 455 | 3ヶ月15日 |  |
| 物部常石   |                  |      |     |                | 1000        |           |        |          | 1325 | 1000 | 325 | 2ヶ月10日 |  |
| 船木麻呂   |                  |      |     |                | 500         |           |        |          | 665  | 500  | 165 | 2ヶ月15日 |  |
| 大伴真尋   |                  |      |     |                | 400         |           |        |          | 522  | 400  | 122 | 2ヶ月20日 |  |
| 古兄人    |                  |      |     |                | 1000        |           | 22     | 宝亀3/9/7  | 1304 | 1000 | 304 | 2ヶ月10日 |  |
| 桑内真公   |                  |      |     |                | 1000        |           |        |          | 1305 | 1000 | 305 | 2ヶ月10日 |  |
| 坂上諸人   |                  |      |     |                | 1000        |           |        |          | 1304 | 1000 | 304 | 2ヶ月10日 |  |
| 占部忍男   |                  |      |     |                | 1000        | 已上9人請浜足同日 |        |          | 1304 | 1000 | 304 | 2ヶ月10日 |  |
| 山部針間万呂 |                  |      |     |                | 1000        | 已上2人今月8日  | 25     | 宝亀3/9/8  | 1390 | 1000 | 390 | 1ヶ月    |  |
| 大友路万呂  |                  |      |     |                | 300         |           |        |          | 1402 | 1000 | 402 | 2ヶ月15日 |  |
| 矢集笠万呂  |                  |      |     |                | 300         |           |        |          |      |      |     |        |  |

の案であろう。表8のような現存月借錢解との対応関係から、大日古の推定通り宝亀三年九月七日～一二日の内容である。後半は、最初に「更月借錢十五貫五百文」とあり、以下一三人の月借錢額を列挙している。②③と同じく奉写一切経所の内部資料の断片で、前半とは性格が異なる。前半の余白部分に後半が書き込まれたのである。表8から、前半と同じ期間の内容としてよい。

⑥⑦「奉写一切経所下銭并納銭帳」(⑥続々修40ノ2裏25～27紙、二〇ノ三〇八～三一〇、⑦続々修40ノ4裏38紙、二〇ノ三一〇～三一二)

⑥の一〇月一九日条の大友路万呂に充てた「出挙之内」を財源とする支出が、山下有美の指摘のようにNo.31に対応するとみられるので、⑥は宝亀三年九月一四日から一〇月二一日、⑦は同年一月二四日から三〇日の内容である。<sup>32)</sup>

以上の①～⑦には継目裏書「養」をもつものはいつもないので、月借錢継文には貼り継がれなかったとみられる。それにもかかわらず、①②④⑦の背面は、多くの月借錢解と同じく、後掲の食口案C E F帳に二次利用されている。③は念林宅成手実と壬生広主手実(続々修30ノ2「奉写一切経経師請筆手実帳」の第34・35紙、一九ノ四三〇～四三二)に二次利用されている。したがって、これらは、月借錢継文やそこから抜き取られた月借錢解とは別に、やはり月借錢担当者の周辺に存在していたが、やがて反古とされ、同じく反古とされた月借錢解とともに食口案に二次利用され、一部は手実二次利用されたのである。これらから見て、月借錢関連史料①～⑦は、月借錢継文や月借錢解とともに担当者の手元に併存し、事務処



理に利用されたと考えられる。

奉写一切経所の月借錢担当者は、①④⑤前半のように、一定期間ごとに月借錢の借入者、銭額もしくはその本利をまとめて、上級官庁である造東大寺司に報告していた。ところが、⑤前半の余白に記された⑤後半には「八月廿八日」「已上人請浜足同日」などの追記があり、②にも日付、本利が注記されている。このことは、奉写一切経所は造東大寺司に対して月借錢に関する報告をあげるとともに、その案文を用いて月借錢の管理を行っていたとみられる。また②③⑤後半のように、奉写一切経所内部で月借錢の整理・集計を行い、その把握に努めていた。⑥⑦もその延長線上に理解することができよう。

以上、第二段階の担当者による月借錢の運用事務について検討してきた。それによると、月借錢の事務処理は大きく二つあることが明らかになった。一つは、提出された月借錢解を日付順に貼り継いで月借錢継文をつくり、それによって事務を執り、完済等により事務処理を終えた月借錢解を剥がし取り、一定期間を置いて問題ないことを確認してから反古とした。もう一つは、一定期間ごとに誰にどれだけの銭を貸したかのリストを作成して造東大寺司に報告するとともに、その案を利用したり、新たな帳簿を作成したりして、一定期間ごとに月借錢運用の実態を把握することであった。

### (三) 第三段階

第三段階は、奈良時代における二次利用の段階である。月借錢解が食口案に二次利用されたことは中村順昭が指摘しているが（はじめに（f））、

その実情については、詳細に検討する必要がある。

**食口案** 九六通の月借錢解は、No.42・77・84の三通を除いて、すべて食口案に二次利用されているという顕著な特徴がある。また、関連史料や借金申込書も二次利用された。このことは、食口案作成時にその作成者の周辺に月借錢解と関連史料や借金申込書がある程度まとまって存在していたことを示唆するが、さらに詳しく検討する必要がある。

宝亀年間（神護景雲四年も含む）の食口案は、次の六帳が現存する。<sup>33)</sup>

- A 奉写一切経所食口帳 神護景雲四年七月四日～宝亀二年八月三〇日
- B 奉写一切経所食口案帳 宝亀二年九月一日～同二月一日
- C 奉写一切経所食口案帳 宝亀三年二月一日～同二月三〇日
- D 奉写一切経所食口案帳 宝亀四年正月一日～同十一月一日
- E 奉写一切経所食口帳 宝亀四年十二月一日～宝亀五年二月二九日
- F 奉写一切経所食口案帳 宝亀六年正月一日～宝亀七年六月二九日

これらの食口案のうちC帳～F帳の四帳に月借錢解が二次利用されている。しかし、月借錢解のみが二次利用されたのではなく、それ以外にもさまざまな反古が使用された。

そこで、食口案の作成に当たってどのような反古が二次利用されたのかを検討する。食口案のすべてを示すのは繁にすぎるので、最も多くの月借錢史料群を二次利用したD帳を例として取り上げたい（表9）。

**二次利用の特色** これによると、月借錢解はもちろん奉写一切経所関係の種々の反古が使用されている。これらの反古は、内容別にある程度のまとまりをもって二次利用された。

表9 食口案D帳の二次利用関係

| 食口案D帳   |        |               | 背 面                                                                           |                                                                                                    |                                                                                                                    |
|---------|--------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種別      | 紙数・断簡  | 年月日           | 文書名                                                                           | 年月日                                                                                                | 大日古 巻／ページ                                                                                                          |
| 続々修40-1 | 1紙     | 宝亀4/1/1～4     | 上馬養買施注文                                                                       | 宝亀3/11/27                                                                                          | 20/334～335                                                                                                         |
|         | 2～4紙   | 宝亀4/1/5～21    | No 19<br>No 18<br>No 29                                                       | 宝亀3/9/2<br>宝亀3/8/30<br>宝亀3/9/13                                                                    | 19/318<br>19/317～318<br>19/316～317                                                                                 |
|         | 5～6紙   | 宝亀4/1/22～2/5  | (空)                                                                           | —                                                                                                  | —                                                                                                                  |
|         | 7紙     | 宝亀4/2/6～7     | 奉写一切経師手実帳                                                                     | 宝亀4/2/5                                                                                            | 21/269                                                                                                             |
|         | 8紙     | 宝亀4/2/8～14    | (空)                                                                           |                                                                                                    | —                                                                                                                  |
|         | 9紙     | 宝亀4/2/14～17   | 奉写一切経師手実帳(若倭部益国手実)                                                            | 宝亀3/3/11                                                                                           | 19/351～353                                                                                                         |
|         | 10紙    | 宝亀4/2/18      | 奉写一切経師手実帳(若倭部益国手実)                                                            | —                                                                                                  | 19/351                                                                                                             |
|         | 11～12紙 | 宝亀4/2/18～20   | 奉写一切経師手実帳(若倭部益国手実)                                                            | 宝亀3/3/30                                                                                           | 19/350～351                                                                                                         |
|         | 13紙    | 宝亀4/2/20      | (空)                                                                           | —                                                                                                  | 19/350                                                                                                             |
|         | 14～19紙 | 宝亀4/2/21～27   | 奉写一切経師手実帳(手実3通)                                                               | 宝亀3/3/30～4/2                                                                                       | 19/348～350                                                                                                         |
|         | 20紙    | 宝亀4/2/27～28   | 奉写一切経師手実帳(楽書)                                                                 | —                                                                                                  | 19/348                                                                                                             |
|         | 21～24紙 | 宝亀4/2/29～3/2  | 奉写一切経師手実帳(手実4通)                                                               | 宝亀3/4/5～3/10                                                                                       | 19/346～349                                                                                                         |
|         | 25紙    | 宝亀4/3/2～3/2   | 奉写一切経師手実帳                                                                     | ? (2月)                                                                                             | 21/269～270                                                                                                         |
|         | 26～44紙 | 宝亀4/3/7～3/20  | 奉写一切経師等手実帳(手実15通)                                                             | 宝亀3/12/14,15                                                                                       | 20/343～350                                                                                                         |
|         | 45～49紙 | 宝亀4/3/21～3/23 | 奉写一切経師等手実帳(手実3通)                                                              | 宝亀3/12/15                                                                                          | 20/342～343                                                                                                         |
|         | 50～52紙 | 宝亀4/3/23～3/26 | 奉写一切経師等手実帳(手実2通)                                                              | 宝亀3/12/14,15                                                                                       | 20/341                                                                                                             |
|         | 53～66紙 | 宝亀4/3/26～4/6  | 奉写一切経師等手実帳(手実13通)                                                             | 宝亀3/12/15,17                                                                                       | 20/335～340                                                                                                         |
|         | 67紙    | 宝亀4/4/7～4/8   | No 2                                                                          | 宝亀3/2/21                                                                                           | 19/315～316                                                                                                         |
|         | 68紙    | 宝亀4/4/9～4/10  | No 7                                                                          | 宝亀3/3/5                                                                                            | 19/314～315                                                                                                         |
|         | 69～70紙 | 宝亀4/4/11～4/15 | No 8<br>No 11                                                                 | 宝亀3/4/2<br>宝亀3/4/14                                                                                | 19/313～314<br>19/313                                                                                               |
|         | 71紙    | 宝亀4/4/15～4/18 | No 12                                                                         | 宝亀3/6/15                                                                                           | 19/312                                                                                                             |
|         | 72紙    | 宝亀4/4/18～4/21 | No 13                                                                         | 宝亀3/6/16                                                                                           | 19/311～312                                                                                                         |
|         | 73紙    | 宝亀4/4/21～4/23 | No 16                                                                         | 宝亀3/8/28                                                                                           | 19/310～311                                                                                                         |
|         | 74紙    | 宝亀4/4/24～4/26 | No 15                                                                         | (宝亀3)7/8                                                                                           | 19/310                                                                                                             |
|         | 75～83紙 | 宝亀4/4/26～5/29 | No 21<br>No 22<br>No 25<br>No 23<br>No 24<br>No 20<br>No 26<br>No 27<br>No 28 | 宝亀3/9/7<br>宝亀3/9/7<br>宝亀3/9/8<br>宝亀3/9/8<br>宝亀3/9/8<br>宝亀3/9/7<br>宝亀3/9/10<br>宝亀3/9/11<br>宝亀3/9/11 | 19/309～310<br>19/307～308<br>19/306～307<br>19/305～306<br>19/304～305<br>19/303～304<br>19/301～302<br>19/301<br>19/300 |
|         | 84紙    | 宝亀4/5/29～6/2  | No 37                                                                         | 宝亀3/12/27                                                                                          | 19/299～300                                                                                                         |
|         | 85～87紙 | 宝亀4/6/2～6/10  | No 33<br>No 32<br>No 34                                                       | 宝亀3/12/1<br>宝亀3/11/27<br>宝亀3/12/3                                                                  | 19/298～299<br>19/297～298<br>19/296～297                                                                             |
|         | 88紙    | 宝亀4/6/11～6/12 | (空)                                                                           | —                                                                                                  | —                                                                                                                  |
| 続修29④裏  |        | 宝亀4/6/12～6/13 | 仏像彩色料奉請注文                                                                     | 天平勝宝4/閏3/18類収                                                                                      | 12/254                                                                                                             |
| 続々修40-1 | 89紙    | 宝亀4/6/13～6/17 | 写書所解                                                                          | 天平勝宝5/8月類収                                                                                         | 13/38                                                                                                              |
|         | 90紙    | 宝亀4/6/17～6/20 | 写書所解                                                                          | (天平勝宝3)10/18,19                                                                                    | 25/40～41                                                                                                           |
|         | 91～92紙 | 宝亀4/6/20～6/25 | 写書所解案                                                                         | 天平勝宝3/10/6                                                                                         | 12/162～163                                                                                                         |
|         | 93紙    | 宝亀4/6/25～6/29 | 写書所解                                                                          | 天平勝宝3/6/9                                                                                          | 12/6～7                                                                                                             |
|         | 94紙    | 宝亀4/7/1       | 造東寺司解                                                                         | (後欠)                                                                                               | 12/548                                                                                                             |
|         | 95紙    | 宝亀4/7/2～7/6   | 写書所解                                                                          | 天平勝宝3/5/21                                                                                         | 11/555～556                                                                                                         |
|         | 96紙    | 宝亀4/7/6～7/7   | 造東大寺司啓案                                                                       | 天平勝宝3/4/21                                                                                         | 11/548                                                                                                             |
|         | 97～98紙 | 宝亀4/7/7～7/10  | 造東寺司解                                                                         | 天平勝宝1/9/12宣                                                                                        | 11/448～449                                                                                                         |
|         | 99紙    | —             | (空)                                                                           | —                                                                                                  | —                                                                                                                  |

表9 食口案D帳の二次利用関係(続き)

| 食口案D帳       |          |                 | 背 面                |                      |                      |
|-------------|----------|-----------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 種別          | 紙数・断簡    | 年月日             | 文書名                | 年月日                  | 大日古 巻／ページ            |
| 続々修40-1     | 100紙     | 宝亀4/7/10～7/12   | 写書所残物等進送文          | 天平勝宝3/4/4宣           | 11/505               |
|             | 101紙     | 宝亀4/7/12～7/15   | 造東寺司奏案             | 天平勝宝3/2/7            | 11/475～476           |
|             | 102紙     | 宝亀4/7/15～7/18   | 造東寺司返送文            | 天平勝宝2/1/28           | 11/139～140           |
| 続修23①裏      |          | 宝亀4/7/18～7/21   | No. 35             | 宝亀3/12/5             |                      |
| 続修23③(2)裏   |          | 宝亀4/7/21～7/25   | No. 36. 1          | —                    | —                    |
| 続修23④(2)裏   |          | 宝亀4/7/26～7/30   | No. 39. 2          | —                    | —                    |
| 続修23③(1)裏   |          | 宝亀4/8/1～8/2     | No. 36. 1          | 宝亀3/12/25            | 6/424～425            |
| 続修23②裏      |          | 宝亀4/8/2～8/5     | No. 38             | 宝亀3/12/27            | 6/425                |
| 続修23④(1)裏   |          | 宝亀4/8/5～8/7     | No. 39. 1          | 宝亀3/12/28            | 6/426                |
| 続修23⑤裏      |          | 宝亀4/8/8～8/13    | No. 40             | 宝亀3/12/29            | 6/427                |
| 続修23⑥裏      |          | 宝亀4/8/14～8/18   | No. 41             | 宝亀4/1/25             | 6/468～469            |
| 続修23⑦裏      |          | 宝亀4/8/18～8/22   | 借金申込書 b (高向小祖月借錢解) | 宝亀4/2/15             | 6/474                |
| 続修23⑧裏      |          | 宝亀4/8/23～8/27   | No. 44             | 宝亀4/2/30             | 6/474～475            |
| 続修23⑨裏      |          | 宝亀4/8/27～9/1    | No. 45             | 宝亀4/2/30             | 6/475～476            |
| フォッグ美術館所蔵断簡 |          | 宝亀4/9/1～9/2     | (空)                | —                    | —                    |
| 続修23⑩裏      |          | 宝亀4/9/3～9/6     | No. 46             | 宝亀4/3/10             | 6/485～486            |
| 続修24②裏      |          | 宝亀4/9/6～9/9     | No. 49             | 宝亀4/4/5              | 6/510                |
| 続修24③裏      |          | 宝亀4/9/9～9/13    | No. 50             | 宝亀4/4/5              | 6/510～511            |
| 続修24④裏      |          | 宝亀4/9/13～9/16   | No. 51             | 宝亀4/4/6              | 6/511～512            |
| 続修24⑤裏      |          | 宝亀4/9/16～9/19   | No. 53             | 宝亀4/4/6              | 6/513                |
| 続修24⑦裏      |          | 宝亀4/9/20～9/23   | No. 54             | 宝亀4/4/6              | 6/515                |
| 続修24⑥裏      |          | 宝亀4/9/23～9/27   | No. 55             | 宝亀4/4/6              | 6/514                |
| 続修24⑧裏      |          | 宝亀4/9/27～9/30   | No. 56             | 宝亀4/4/7              | 6/515～516            |
| 続修24⑨裏      |          | 宝亀4/9/30～10/3   | No. 57             | 宝亀4/4/8              | 6/516～517            |
| 続修24⑩裏      |          | 宝亀4/10/4～10/7   | No. 58             | 宝亀4/4/8              | 6/517～518            |
| 続修24⑪裏      |          | 宝亀4/10/7～10/10  | No. 59             | 宝亀4/4/9              | 6/518～519            |
| 続修24⑫裏      |          | 宝亀4/10/10～10/13 | No. 60             | 宝亀4/4/10             | 6/519                |
| 続修24⑬裏      |          | 宝亀4/10/13～10/18 | No. 61             | 宝亀4/4/14             | 6/520                |
| 続修24①裏      |          | 宝亀4/10/18～10/21 | No. 48             | 宝亀4/4/4              | 6/509                |
| 続修24⑭裏      |          | 宝亀4/10/21～10/24 | No. 62             | 宝亀4/4/23             | 6/520～521            |
| 続々修40-1     | 103～104紙 | 宝亀4/10/25～10/27 | No. 63<br>No. 64   | 宝亀4/5/12<br>宝亀4/5/30 | 22/1<br>22/38～39     |
|             | 105～106紙 | 宝亀4/10/27～11/3  | 高橋豊河請暇解<br>葦浦継手請暇解 | 宝亀4/9/20<br>宝亀4/9/21 | 22/210～211<br>22/215 |
|             | 107～108紙 | 宝亀4/11/3～11/5   | (空)                | —                    | —                    |
|             | 109～110紙 | 宝亀4/11/5～11/10  | 韓国形見勘経文            | 宝亀4/9/6              | 22/188～191           |

※続々修40-1の99紙は、表裏空のため西論文では復原案に入れず。これは「写書所残物等進送文」のために2紙継ぎの紙が用意されたが、1紙目で記載が終わったため、2紙目との紙継目付近で切断された残りともみられる。したがって第99紙と見ておく。

まず月借錢史料群の背面は、食口案D帳の宝亀四年正月五日～二二日の部分(続々修40ノ1の第2～4紙)、同四月七日～六月一日(同第67～87紙)、同七月一日～一〇月二四日(続修23①裏～続修24④裏)、同一〇月二五日～二七日(続々修40ノ1の第103～104紙)の部分に断続的に使用された。

次に奉写一切経所関係の反古は、食口案D帳の宝亀四年正月一日～四日の部分(続々修40ノ1の第1紙)、同正月二日～四月六日の部分(同第5～66紙)、同六月二日～二二日の部分(同第88紙<sup>35</sup>)、同六月二日～七月一八日の部分(続修29④裏、続々修40ノ1第89～102紙)、同一〇月二七日～一月一〇日(続々修40ノ1第105～110紙)に二次利用されている。

そのうち六月一日～七月一八日の部分は、天平勝宝元年～五年という古い時期の反古が二次利用されていて注意される。これは写書所の政所にあったものと考えられ、それが奉写一切経所に引き継がれ、約二〇年後に使用されたのである。おそらくどこかに紛れ込んで忘れられた状態で放置されていたものが、何らかのきっかけで見つかり、反古として二次利用されたと考えられる。

このように、D帳には多くの種類の反古が使用されたが、それらはまったくバラバラに使われたのではなく、ある程度のまとまりをもって使用された。たとえば「奉写一切経所経師手実帳」(宝亀三年三月一日～四月一日、一九ノ三四六～三五三)は二月一日～三月二日の部分(続々修40ノ1第9～24紙)に連続して使用されている、などである。

月借錢史料群の反古とそれ以外の奉写一切経所関係の反古とが入り組ん

で使用されているところを見ると、それらが内容別に分けられてきちんと整理されていたとまでは言えないにしても、ある程度のまとまりをなして存在していたことを推測させる。おそらく関係反古ごとにまとまったものが重ねられたような状態で存在していたと推測される。そのなかに月借錢史料群の束がいくつか含まれており、食口案作成者は、重ねて置かれている反古の山から順次使用していったのであろう。

C帳、E帳でも、D帳と同じく月借錢史料群の二次利用はまとまってなされているので、食口案作成者の周辺にあった月借錢解の状況は、D帳作成時と同じようであったと考えられる。しかし、F帳になると様相が異なる。F帳では月借錢史料群が一四通二次利用されているが、C～E帳のように集中することはなく一通ずつばらばらに二次利用されている。また一四通で相互に接続が確認されているものはない。つまり完済された月借錢解の剥がし取りは一通ずつ行われ、数通まとめて剥がし取るということをしていない。また、月借錢解が一通ずつ二次利用されているということは、反古の集積場所に剥がし取られた月借錢解が一通ずつばらばらに存在したことを示す。このことは、月借錢担当者のもとに剥がし取られた月借錢解が留め置かれ、一定期間経過してまとまった数の月借錢解を反古にまわしたのではないことを示す。

一方、食口案に二次利用されなかったNo.42・77・84の三通は、どのように考えられるであろうか。これらはいずれも奉写一切経所関係の手実や帳簿に二次利用されている。したがって、奉写一切経所の事務局にあったことは確かであるが、他の月借錢解とは別に置かれていたとみられる。



No.42は刑部真主・工清成・秦磯上の三人連名の月借錢解で宝亀四年二月四日のものである。充銭文・収納文・完済符号のいずれもないので、貸付けが認められなかったとみられる。背面が三人のうちの秦磯上の宝亀四年二月六日の手実(二一ノ二六六)に二次利用されているところから見ると、これは提出直後に秦磯上のもとに返却され、彼はその背面に手実を書いた。彼はそれを奉写一切経の事務局に提出し、事務局で手実帳に貼り継がれ、さらにその手実帳が残ったためにNo.42も残ったと考えられる。

No.77は前欠のためにはつきりしないが、宝亀五年四月二八日のもので、「専受五百木部真勝」や「償」の部分が抹消されている。充銭文もないので、貸付けが認められなかったとみられる。背面を五百木部真勝が宝亀五年五月八日の手実(二二ノ六五)に二次利用しているので、提出後早い時期に彼のところに戻され、彼によって二次利用されたとみられる。

以上の二点は、月借錢の貸付けが認められず直ちに申請者に戻されたものを、申請者がその背面を手実に二次利用して写経所事務局に提出し、それを貼り継いだ手実帳が残ったために今に残ったものである。二次利用された文書や帳簿が残らなければ、残らなかったものである。そうしたものが他にもあったかもしれないことを想定しておくべきであろう。

これに対してNo.84は少し経路が異なる。これには充銭文・収納文がなく、末尾に「勘知上馬養」という異例の注記がある。また、借用希望銭額の部分と大伴鯛万呂に合点が付されているが(丈部新成、香山久須万呂にはない)、No.42・77の例から見て、貸付けが認められなかったのではないか。その背面は「奉写一切経所筆納用帳」(二二ノ四二二ノ四二八ノ一五ノ三五二

ノ三五三)の末尾部分(大日古は「経師充筆帳」と命名している)に二次利用されている。これは、日付ごとに納筆、下筆を記したもので、各項ごとに上馬養が自署して確認することを原則としている。この点から見て、No.84は月借錢の借用希望者側には返却されず、そのまま写経所の事務局に留められ、「奉写一切経所筆納用帳」の一部分に二次利用されたとみられる。No.42・77のように借用希望者に戻されなかったのは、貸付けを認めないという判断が月借錢の責任者である上馬養にゆだねられたためではなからうか。「勘知上馬養」という他に例のない書き込みはその決裁を示す。

以上によると、月借錢解が提出されても借用が認められない場合があり、その月借錢解は申請者に返却されることもあれば、そのまま写経所に留め置かれることもあった。返却されたものは、申請者がその背面を手実などに二次利用して写経所に提出することもあった。

#### (四) 第四段階

第四段階は明治期の整理である。この段階では、月借錢史料群のいくつかの特色に着目し、個々の月借錢解などが抜き取られて成巻された。各巻の外題には次のように見える。

|      |               |
|------|---------------|
| 正集44 | (ナシ)          |
| 続修21 | 写経生等以質物請月借錢解文 |
| 〃 23 | 写経生等請月借錢解文    |
| 〃 24 | 写経生等請月借錢解文    |
| 〃 25 | 写経生等請出拳銭解文    |

26 申進上物解文

46 眞養啓以下九種

続修後集20 謹解申請借貸錢云々外十二種 天平勝宝二年六月五日以下

これによると、続修21には質物として布（No.1・3・65・70・74）、家（No.4）、調布（No.5）、板屋（No.17）をあげるものが選り取られて貼り継がれている。質物をあげる月借錢解はほかにも多いが、見本として選ばれたのであろう。続修23・24は月借錢解を適当に抜き出して成巻したものとみられるが、続修23の中に借金申込書のb「高向小祖解」（宝亀四年二月一日、六ノ四七四）が入っていることが注意される。これには月借錢の文字はなく「用代錢」とあり、利率が記されていないので、月借錢解ではない。しかし充錢文・収納文・完済符号がそろっているので、続修23の整理担当者は月借錢解の一例と判断して抜き取ったのであろう。

続修25は、まず天平勝宝二年の「出拳錢」の申請書三点を並べたあと、「越前国田使解」（天平宝字二年七月一日、四ノ二七五）、「大和国城下郡田地売買券」（天平宝字三年六月一日、四ノ三六八）、「丸子人主月借錢解」（天平宝字五年八月二九日、四ノ五〇八、奥の余白に異筆書き込みあり）の三点を貼り継いでいる。これらには出拳錢の文字は見えないが、「稲直請錢」「売田、直錢」「商錢、借用錢」などの文字が見えるので、関連するものとして抜き取って並べたのであろう。

続修26には事書部分に「進上」とあるものが集められており、その一つとして「山辺千足解」（宝亀四年六月一日、六ノ五二二）が含まれている。続修46の冒頭には「氏未詳眞養月借錢啓」（天平宝字二年六月二七日、四ノ

二七三）が配されているが、この巻は「啓」を集めたものであるので、啓である借錢文書に注目して抜き取られたのではなからうか。

続修後集20の外題は、最初の「借貸錢解」（三ノ四〇六）の書き出し「謹解 申請借貸錢事」と天平勝宝二年六月五日の日付をもととしたものである。それに続けて「上道眞浄借錢解」（天平宝字二年二月、四ノ二六一）・No.6・9・10・関連史料①・No.14・51・66・69・68・71・73の一二通が並べられている。続修21・23・24をうけて、さらに月借錢にかかわる文書を抜き取って整理したと思われる。

最後に正集44には、No.84と「長瀬若麻呂啓」（年欠十一月一日、二五ノ二四五）が含まれる。正集44は同45とともに「その他」を集めた巻であるので、たまたま目についたものを抜き取ったのであろう。「長瀬若麻呂啓」は充錢文・収納文・完済符号がなく利率の記載もないので月借錢解とは言えないが、「官錢」の用語が珍しく、啓であることもあって穂井田忠友の目を引いたのではないか。No.84は、充錢文・収納文がなく、典型的な月借錢解とは言い難い。二次利用のあり方も他の月借錢解とは異なっており、特殊な事例と言える。月借錢解の例を示そうと思えば他に適当なものは多く存在しているのに、穂井田忠友がなぜこの月借錢解を抜き取ったのか明らかでない。正集にはこれ以外に月借錢解は見当たらない。穂井田は、月借錢解には全くと言ってよいほど関心を示さなかったといえる。

以上によると、江戸期の穂井田忠友にあつては、月借錢解に注目せず、明治期の続修21・23・24・25において月借錢解や借錢文書を抜き取って整理したが、続修別集の編集時には注意されなかった。しかし続修後集20で

さらに抜き取り・整理が行われた。以上によっても抜き取られずに残った多くの月借錢解は未修古文書として仮分類されたあと、<sup>(37)</sup> 続々修として整理された。

#### 四 むすび

本稿では、宝亀三～六年の月借錢史料群（主として月借錢解No.1～96、月借錢関連史料①～⑦）を対象として、それらがどのように作成され、どのように幾段階かの事務処理、整理を経て現状に至ったのかを、原本調査の成果を生かしながら検討してきた。その結果を簡単に整理しておく。

##### 第1段階（個々の月借錢解の作成の段階）

- (1) 月借錢解はすべて一次文書であり、表裏空の紙が選択された。
- (2) 月借錢借用希望者は、月借錢解を作成するにあたって、充銭文・収納文があとで書き込まれることを予定して、それが可能な程度の幅の紙を用意した。まれに二紙継ぎの紙を用意したこともあった。
- (3) 複数名で借用する場合など、記載内容が多くなると予想される場合には全紙が用いられた。しかしその数は多くはなく、ふつうは全紙よりも幅の短い紙が使用された。これらは既使用紙の余白部分を切り取った反古と考えられる。
- (4) これらの用紙は、奉写一切経所内のおそらく事務局周辺にあった紙の集積場所の未使用の全紙（表裏空）または反古箱（反古コーナー）

の反古紙（表裏空）を集積する部分に置かれていたとみられる。月借錢借用希望者がそこから紙を手に入れるやり方はよくわかっていないが、案主等に選んでもらったか、彼らの許可を得て自ら適当な幅の紙を選んだと考えられる。

- (5) 月借錢解の作成にあたって、借用希望者はひな形を写したとは考えられないが、おおよその書式の知識を持って書いたと思われる。

- (6) 月借錢解は解の形式で作成された。「謹」字を使用するのが普通であるが、古参の写経生などの場合はこれを使用しないこともあった。

- (7) 単独で借用を希望する場合は、償人を立てるのがふつうであった。

月借錢解には「償」もしくは「償+氏」まであらかじめ書かれ、償人は氏+名もしくは名を自署した。償人の自署であることにより保証力が高まったとみられる。しかし、借用希望者がどのように償人を確保するのか、どこでどのようにして自署してもらうのかなど、分かっていない。

- (8) 借用希望者は、以上で書き上げた月借錢解を奉写一切経所の事務局に提出した。

##### 第2段階（月借錢の事務担当者による事務処理の段階）

- (9) 月借錢解が提出されると、ただちに貸付け不可の判定が下される場合があり、その時は提出者に返却されることがあった。返却されたものの背面は空であるので、その面を用いて手実が書かれ、手実として奉写一切経所に提出されることもあった。

- (10) 月借錢の事務担当者は、ほとんどの場合日付順に左から右に貼り継

ぎ、月借錢繼文を作成した。

(11) 責任者の上馬養は、継目の背面に朱筆または墨筆で「養」の継目裏書を書いた。しかし、宝亀五、六年ごろになると、継目裏書はしだいに書かれなくなった。

(12) 月借錢に関する事務は、月借錢繼文上で行われた。貸付け可と判定された場合は、どの財源を用いて貸付けるかが決められ、執行許可文言と財源を示す語が書かれ、上馬養が署名して執行が正式に認められた(充銭文)。このいずれかの段階で貸付け不可と判定される場合もあった。

(13) 銭を受けとった人は、一定期間後に本利を返済した。複数回で返済したり、利息のみ先に納め本の返済は遅れることもあった。本利が返済されると、事務担当者はその都度収納文を余白に書き込み、完済されれば完済符号を付した。

(14) 現存する月借錢解のほとんどに完済符号があり、それが無いものは貸付けが認められなかったものである。完済されたり、貸付け不可の認定がなされたりした月借錢解(すなわち事務処理済のもの)は、一通から数通単位で月借錢繼文から抜き取られた。現存する月借錢解は、こうして抜き取られたもののうち現在まで残ったものである。

(15) 抜き取られた箇所は継ぎ直され、継目裏書「養」が書き直された。これにより継目裏書「養」が複数となった。

(16) 多くの月借錢解では、充銭文・収納文・完済符号は、その月借錢解の紙面上に書き込まれた。これは、個々の月借錢解の完済までの経過

を後から追跡できるようにするためである。

(17) 奉写一切経所は造東大寺司に対して、解によって一定期間ごとに月借錢の貸付けリストや成果を報告していた(月借錢関連史料)。また、その案文を用いて月借錢の管理を行っていたとみられる。

(18) 抜き取られたものは、すぐには廃棄されず、ある程度の期間は月借錢担当者の手元にまとめて別置されていたとみられるが、一定の期間が過ぎて問題がないと判断された時点で、まとめて反古に回された。

また、造東大寺司への報告文書の案なども、順次反古とされていた。

(19) 前項の反古は、反古箱(反古コーナー)の片面使用済み(すなわち背空)のものを溜める場所に置かれた。ここにはいろいろな反古が集まって来るので、月借錢史料群の反古はそれらの間に何層かの層をなして溜まっていった。

### 第3段階(奈良時代における二次利用)

(20) 月借錢解はNo.42・77・84の三通を除いて、すべて食口案C帳、F帳の四帳に二次利用された。また月借錢関連史料、借金申込書も同様である。

(21) 食口案作成者は、反古箱(反古コーナー)の片面使用済み(背空)の紙が集積されている場所から反古の束を取り、それを使用していった。その反古の束は、月借錢解以外のさまざまな事務作業で生じた反古も重なって層をなしており、その中に月借錢史料群の反古の層もいくつか挟まれていた。それを順次使用していったために、食口案のある部分に月借錢史料群が続いて二次利用されるという現象が生じた。



## 第4段階（明治期の整理）

(22) 江戸期の穂井田忠友は、正集の整理に当たって、月借錢解には注目しなかった。

(23) 明治期の正倉院文書の整理では、統修21・23・24・25において月借錢解や借錢文書を抜き取って整理したが、統修別集の編集時には注意されなかった。しかし統修後集20でさらに抜き取り・整理が行われた。

(24) 抜き取られずに残った多くの断簡は、未修古文書として仮分類された後、続々修として整理された。

## 現存月借錢解の性格

最後に、現存する月借錢解についてさらに推測を重ねたい。現存する月借錢解は、完済または貸付け不可認定によって事務処理済みとなったものを月借錢継文から抜き取ったものであった。このことは、抜き取られずに残ったままの月借錢解（完済されていない状態の月借錢解）や、抜き取られたが現存しない月借錢解が存在した可能性を示唆する。現存するもの以外にも月借錢解があったのではないか。このこと自体は中村順昭が指摘している（はじめに（g））。重要な指摘であるが、指摘のみにとどまり具体的に検討されていない。以下、中村の提起を承けつつ、月借錢関連史料と関連させて検討したい。

①「月借錢請人歴名」と②「経師等月借錢収納注文」には三九人の人名と銭額が記されている。この三九人に対して、現存する月借錢解はわずかに九通で約二三パーセントにとどまる（前掲表6）。このことは、現存する月借錢解は、全体の四分の一弱程度であることを意味する。

同様のことは、他の関連史料からも言いうる。⑤は、宝亀三年九月七日から一二日の間に月借錢を借りた人の名前と銭額、請求のあった日付を記したものである。これと現存月借錢解とを比較すると、前半部分については、八件につき一件が合致する（二一・五パーセント）。後半は一人を除いてすべて合致するが（前掲表8）、たまたま四人（No.21）、五人（No.22）、二人（No.25）の月借錢解が三通残ったので、残存比率が高くなっている。

④「奉写一切経所解」は宝亀三年七月一日から同一〇月六日までに返済された月借錢の本利を記したものであるが、一九件のうち合致するのは四件である（約二一パーセント）（前掲表7）。

さらに⑤⑥には八件の月借錢が見えるが、唯一一致するのが、山下有美が指摘するように、No.31で大友路万呂が借りた一〇〇〇文のうち、「司出挙之内」を財源とする二〇〇文とみられる<sup>(38)</sup>。他は現存月借錢解と一致しない。

以上によると、現存しない月借錢解が多数存在したと推定される。現存しない月借錢解としては、抜き取られずに月借錢継文に残ったものがそれごと失われたものや、抜き取られたが現存していないものなどが考えられる。また月借錢継文の作成以前に貸付け不可とされて借用希望者に戻された月借錢解もあったと推定される。月借錢関連史料に対する現存月借錢解の比率はかなり低く、せいぜい二〇パーセント台程度なのではないか。このことは何を意味するか。

表10は、始二部、更二部の写経事業が行われていた各期間に写経に従事していた写経生と、その期間の月借錢の借用者の名前が一致するものを示

(三七)

- (1) 奉写一切経経師請筆手実帳(宝龜3年3月25日～8月2日、19/418～497)、奉写一切経経師請墨手実帳(宝龜3年3月15日～12月4日、19/353～417)、奉写一切経校生手実帳+韓国形見解(宝龜3年3月29日～12月18日、19/498～549+6/308～311)、奉写一切経装演手実帳(宝龜3年3月30日～12月16日、19/574～595)
- (2) 宝龜4年3月28日布施申請解(宝龜3年12月18日～4年3月25日、6/486～497)
- (3) 宝龜4年6月25日布施申請解(宝龜4年3月25日～6月20日、6/523～535)
- (4) 宝龜4年9月10日布施申請解(宝龜4年6月20日～8月29日、22/195～206、続修別集10裏①未収)
- (5) 宝龜4年10月29日布施申請解(宝龜4年8月29日～10月29日、6/544～556)
- (6) 宝龜4年12月25日布施申請解(宝龜4年10月29日～12月24日、6/557～566)
- (7) 奉写一切経経師更筆手実帳(宝龜5年1月17日～5月21日、22/59～178)、奉写一切経経師請墨手実帳(宝龜5年1月22日～7月27日、22/219～278)、奉写一切経経師請筆手実帳(宝龜5年5月22日～7月29日、22/382～414)、奉写一切経経師写経手実帳(宝龜5年7月24日～10月24日、22/429～471)、奉写一切経経師請筆手実帳(宝龜5年7月26日～10月16日、22/473～504)、奉写一切経経師請墨手実帳(宝龜5年8月6日～12月23日、22/504～584)

表11 奉写一切経所の借用希望者で写経事業に従事していないもの

| 期間                      | No.  | 人名     | 備考      |
|-------------------------|------|--------|---------|
| 宝亀3年3月25日<br>～12月6日     | 8    | 玉作広長   | 写経生ではない |
|                         | 11   | 秦国依    | 写経生ではない |
|                         | 12   | 坂合部秋人  | 仕丁      |
|                         | 14   | 能登国依   | 画師      |
|                         | 17   | 狛子公    | 木工      |
|                         | 17   | 勾羊     |         |
|                         | 17   | 桑原稲買   |         |
|                         | 17   | 大山部妹人  |         |
|                         | 17   | 占部国人   |         |
|                         | 17   | 日下部名吉  | 瓦工      |
|                         | 22   | 淡海金弓   |         |
|                         | 23   | 物部乙麻呂  |         |
|                         | 23、⑦ | 唐広成    | 漆工      |
|                         | 28   | 行芬     | 木工      |
|                         | 29   | 針間父麻呂  |         |
|                         | 34   | 刑部真主   | 造東大寺司史生 |
|                         | ⑥    | 土師諸土   |         |
|                         | ⑥    | 多治比真田作 |         |
|                         | ⑦    | 赤染玉宮   | 優婆夷     |
|                         | ⑦    | 三嶋船長   |         |
| 宝亀3年12月18日<br>～同4年3月25日 | 36   | 念林宅成   | 舎人      |
|                         | 38   | 八木宮主   |         |
|                         | 44   | 茨田千足   |         |
| 宝亀4年3月25日<br>～同6月20日    | 51   | 財磯足    | 木工      |
|                         | 55   | 白髪部節麻呂 |         |
|                         | 55   | 秦広津    |         |
|                         | 55   | 日下部名吉  |         |
|                         | 58   | 葉榮     | 舎人      |
|                         | 63   | 布師千尋   |         |
| 宝亀5年1月17日<br>～同12月23日   | 75   | 美努船長   |         |
|                         | 84   | 大伴鯛麻呂  |         |
| 宝亀6年以後                  | 94   | 丈部長岡   | 仕丁      |
|                         | 94   | 大生子敷   | 仕丁      |
|                         | 94   | 額田部磯嶋  | 仕丁      |

⑥⑦は月借錢関連史料

この状況は阿弥陀悔過知識の場合を想起させる。これはかつて検討したことがあるが、光明皇太后の病氣平癒を祈願する阿弥陀悔過のために、造東大寺司典の安都雄足が主導し、写経所案主の上馬養と勝屋主が協力して行われた。彼らの働きかけにより、千二百卷の写経事業に参加者の全員とそれ以外の安都雄足の関係者が参加したものであった。<sup>(39)</sup>

これを参考にすると、始二部・更二部の写経事業とかかわって行われた月借錢の運営は、その期間に奉写一切経所の案主であった上馬養が、かつての経験を参考にして、写経所の

したものである。厳密に対応するとは限らないが、この対応する可能性のあるものが、かつて存在した月借錢解のおよそ二〇パーセントに相当するとみられる。現存しない月借錢解を考慮すると、ほとんどの写経生が月借錢を借りていたと推測される。

ここで注意したいのが、月借錢借用希望者の中には、表11のように、写経生ではないものが含まれていることである。この表には写経事業に従事していない期間に借用している写経生も含まれている。このことは、月借錢の運営が奉写一切経所の範囲を超えて、周辺の木工・瓦工・漆工・画師などのいる造東大寺司の別の「所」にも若干の広がりを見せていたことを物語る。

財源を確保するために主導したものであったと考えられる。<sup>(40)</sup> 案主である彼の勧誘には、多くの写経生は応じざるをえなかったであろう。上馬養は、奉写一切経所にとどまらず、その人脈を生かして、周辺の所（木工所、画所、造瓦所など）の所属員にも勧誘の対象を広げていった。その結果、ある程度の写経所外の人々も応じた。このように見ていくと、宝亀三・六年に月借錢を借りた人々は、進んで借りたというよりは、案主上馬養の強い勧誘にやむを得ず応じた人々であったと思われる。<sup>(41)</sup>

## 注

(1) 月借錢に直接触れた主なものとして以下の諸研究がある。各氏の研究はこれらによる。

竹内理三『奈良朝時代における寺院経済の研究』第五章経済経営、第一節金融事業（大岡山書店、一九三二年五月）

相田二郎『金銭の融通から見た奈良朝の経師等の生活（上・下）』（『歴史地理』四一ノ二・三、一九二三年二・三月）

吉田孝「律令時代の交易」（『日本経済史大系 1 古代』東京大学出版会、一九六五年六月、のち『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年一二月）

鬼頭清明「八、九世紀における出挙銭の存在形態—官営高利貸と下級官人層をめぐって—」（『歴史評論』二二二、一九六八年四月、のち『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九七七年九月）

弓野瑞子「八世紀末の造東大寺司の財政機構についての一考察」（『民衆史研究』一〇、一九七二年五月）

鬼頭清明「上馬養の半生」（『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九七七年九月）

榮原永遠男「奉写一切経所の写経事業—奈良時代末期の一切経書写—」（『追手門学院大学文学部紀要』一一、一九七七年一二月、のち『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年五月）

榮原永遠男「奉写一切経所の財政」（『追手門学院大学文学部紀要』一三、一九七九年一二月、のち『奈良時代写経史研究』塙書房、二〇〇三年五月）

榮原永遠男「都のくらし」（直木孝次郎編『古代を考える 奈良』吉川弘

文館、一九八五年四月）

榮原永遠男「平城京住民の生活誌」および「都城の経済機構」（岸俊男編『日本の古代9 都城の生誕』中央公論社、一九八七年四月）

中村順昭「奉写一切経所の月借錢について」（『日本歴史』五二六、一九九二年三月、のち『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年七月）

井原今朝男「中世借用状の成立と質券之法—中世債務史の一考察—」（『史学雑誌』一一一ノ一、二〇〇二年一月、のち『日本中世債務史の研究』東京大学出版会、二〇一一年一月）

三上喜孝「日本古代の銭貨出挙についての覚書」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四年三月）

奥田俊博「月借錢解における数字の使用」（『九州女子大学紀要』四一ノ一、二〇〇四年九月）

吉川敏子「借金証文」（『文字と古代日本』3 流通と文字、吉川弘文館、二〇〇五年七月）

宮川久美「正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編」第1～7分冊（『奈良佐保短期大学研究紀要』一八～二四、二〇一〇年三月～二〇一七年三月）

山下有美「月借錢再考」（榮原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年一〇月）

市川理恵「下級官人と月借錢—宝龜年間は一切経写経事業を中心に—」（『史学雑誌』一二二ノ六、二〇一三年六月、のち『正倉院文書と下級官人の実像』同成社、二〇一五年八月）

(2) 『大日本古文书（編年）』を大日古と省略する。一五ノ二三六等は「大日古」の巻ページを示す。



(3) ほとんどの月借錢解などには、追記、線による囲い、合点、圈点その他が記されている。これらは、まれに墨で記されることもあるが、ほとんどは朱によって記入される。しかし、朱といっても色調・濃淡が異なっている。墨についても同様である。これは、記入の時間差が原因であることが多い。このため、それを見分けることによって、記入の順序を知ることができる。それによって、貸付けや返済にかかわる事務の取り扱いを解明することができるはずである。

そこで、色調・濃淡の見分けに何らかの客観的な基準を設定できないものか検討した。測色計などによる計測、色彩表・色見本との比較などである。しかし、これらには問題がある。それは、朱墨の墨つぎ直後の書き始めと次の墨つぎ直前の文字とでは、通例濃度が異なる。まして時間を置いて追記されたものであれば、墨のすりなおしや水注ぎ、あるいは朱墨の混合などでどんどん濃度・色調が変わっていく。したがって、極端に言えば、一文字ごとに、または数文字ごとに計測結果が異なることが予想される。これでは本研究のめざすところにあまり寄与することはない。

(4) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』（八木書店）。以下『影印集成』と略称する。

(5) 『平城宮本簡一』七〇号本簡（『平城宮発掘調査出土本簡概報』三五に釈文補訂あり）。この本簡は平城宮SK八二〇土坑から出土した。この土坑は天平一九年（七四七）をそう遠くへだたらない時期に埋没したとされるので、この本簡もそれ以前のものである。

(6) 天平勝宝（天平宝字）年間の関係史料について、三上喜孝は「借錢文書」と呼んでいる。

(7) 東京大学史料編纂所編『正倉院文書目録』（東京大学出版会）。以下『史

料目録』と略称する。

(8) 「反古箱」の概念については、榮原永遠男『正倉院文書入門』（角川学芸出版、二〇一一年一〇月、一八五―一八六ページ）に記した。そこでも注意したように、具体的な箱ではなく、反古を保管しておくための棚やコーナーのようなものを想定している。もちろん箱を使用することがあってもよい。

(9) No.75は、後述の点からすると、借用希望者本人（美努船長）が紙を用意した可能性がある。

(10) 続々修40ノ2裏第30紙（No.43）の左に空の第29紙がある。しかし、その間には「白い紙」が挟まっているので、二紙継ぎの例ではない。また、『史料目録』によると、No.46の左には、米国ハーヴァード大学フォッグ美術館所蔵断簡裏（空）が「ツキ合せ、表裏接続」で接続するという。写真等で確認できていないので断言はできないが、この断簡はかつてNo.46と一紙であったが、比較的近年切断されたとみられる。したがってこれも、二紙継ぎの用紙の事例ではない。なお、フォッグ美術館所蔵断簡については長島由香氏のご教示を得るところがあった。

(11) No.31・47・64・77・83・86の六点は前欠のため不明である。

(12) 念林老人と念林宅成との関係は不明であるが、血縁者の可能性もあろう。月借錢解なしに月借錢が行われるという異例が可能であったのは、後述する念林老人のキャリアと地位によるとみておきたい。

(13) 濃い墨と薄墨の前後関係は『影印集成』による。

(14) 借用希望者と償人との関係については、かつて岡太彬訓と連名で統計学的分析を加えたことがある。Akinori Okada and Towao Sakahara, “Analysis of Guarantor and Warrantee Relationships among Government Officials in the Eighth Century in the Old Capital of Japan by Using Asymmetric Multidi-

mensional Scaling,” in *Advances in Data Analysis, Data Handling and Business Intelligence: Proceedings of the 32nd Annual Conference of the Gesellschaft für Klassifikation e. V., Joint Conference with the British Classification Society and the Dutch/Flemish Classification Society, Helmut-Schmidt-University, Hamburg, July 16–18, 2008*, ed. Andreas Fink and others (Berlin Heidelberg: Springer-Verlag, 2010), 605–613.

- (15) No 1のみ「封 養」とあるが、他はすべて「養」である。
- (16) 月借錢解が貼り継がれたことは、「はじめに」で挙げた鬼頭清明 (c)、中村順昭 (e) でも指摘されているが、指摘だけにとどまっについて、具体的に検討されていない。
- (17) 左右両端とも欠けているNo 40については、継目裏書の有無は判断できないので、考察の対象から除外する。
- (18) 丈部浜足一人の借用希望であるので、償人が立てられた可能性がある。
- (19) 大日古は抹消線とするが、合点とみられる。
- (20) 額田部磯嶋については、収納文に当たる銭額の朱の記載がない。丈部長岡の右肩に付された完済符号が、彼のみのものなのか、大生子敷と額田部磯嶋にまで及ぶのか不明確である。
- (21) No 75の左右両端裏には「養」の継目裏書がない。その日付の宝亀五年三月二十九日ごろになると、継目裏書が書かれないことが多くなるので断言できないが、No 75は月借錢継文に貼り継がれなかった可能性もある。
- (22) No 11・55には「不用」、No 96には「不」とあるが、これらは「此面不用」の意味であり、貸付け不可の判定がなされたことを示すものではない。正倉院にある往來の題籤に(表)「息利帳」(裏)「息利銭用」とあるものがある(中倉二二往來第三四号。軸部分には(表)「錢銭錢有者見 太 大(太太太□/太太太)」(裏)「戸主布師千万呂 布師 太太」とあ
- (23)

る)。しかし、これは「息利」の用途に関する帳簿の題籤軸のようである。月借錢継文の題籤には「月借錢」の文字やいつの時期の月借錢継文であるかを示す記載があつてしかるべきであるので、この題籤軸はそれに該当しないと考える。

- (24) No 43の右端裏には朱筆で「人々手有廿五貫一百九十」、No 67の右端裏にも朱筆で「更借廿五貫 未納三千三百廿文<sup>七百卅上</sup>又<sup>又</sup>一百<sup>十六文</sup>」とある。またNo 6の右端にも未収であるが朱筆で「十<sup>四日</sup>□□<sup>百</sup>四百文」とある。これらのNo 43・67・6が月借錢継文の右端に位置していたとは考えられず、これらの端裏書の持つ意味は明らかでない。
- (25) ①の田豊大山は「豊」の横に転倒符があるので、②と同じく豊田大山である。
- (26) 「合廿四貫四百文」の「四」の横に「九」の訂正文字があるが、本利の内訳合計、①との対応から「八」の誤りで、正しくは「合廿四貫八百文」であろう。
- (27) 末尾の一人は墨痕のみで具体的人名は判読できないが、①との対応から秦道形と考えられる。
- (28) 大日古は小長谷嶋主の銭額を五〇〇文とするが、三〇〇文の誤りで①と合致する。
- (29) ただし合計二四貫八〇〇文が借用銭額の合計であるので、細字双行部分の本利の合計がこれに合致するのはおかしい。何らかの帳簿操作の結果とみられる。また利の二貫一一三文は少なすぎ、ある時期までの利の合計なのではなからうか。
- (30) ②の各人に朱筆で付されている日付は、対応する月借錢解によると、当麻宅養 (No 1)・石川宮衣 (No 2) のものは利を納めた日付、秦度守 (No 3)・物部道成 (No 6) のものは月借錢解の日付であつて統一が取れてい

ない。②の朱筆が何時を限って記されたか不明だが、②の最も遅い四月二四日の前後ごろとすると、その時点ではNo.3・6はともにまだ何の返済も行われていなかった。そこで月借錢解の日付を記したのであろう。

(31) 本利の内訳と合計額の一二貫から一三貫への訂正は朱筆による追記。

(32) ⑥⑦については、弓野瑞子と山下有美の詳細な検討がある。

(33) 食口案の断簡の配列については、基本的には『史料目録』による。その他、榮原永遠男「食口案」より見た写経事業の運営と経師等の勤務状況

(上)」「『古代史研究』三、一九八五年六月)、西洋子「食口案の復原

(1・2)——正倉院文書断簡配列復原研究資料I——(『正倉院文書研究』四・五、一九九六・一九九七年一月)を参照したところがある。

(34) 第5・6紙は空で、それぞれ幅約四九cmである。このような紙が月借錢解に関係するとは思えないので、奉写一切経所関係の反古であろう。

(35) 第88紙は幅約二一cmの空である。月借錢解の余白部分が切断されたとする余地を残すが、やや長いこと、他に空の第5・6紙が存在することから、これも奉写一切経所関係の反古と見ておきたい。

(36) 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本——穂井田忠友と正集——」(『正倉院文書と古代中世史料の研究』吉川弘文館、二〇一二年一月、初出一九七二年七月)

(37) 未修古文書については、飯田剛彦「正倉院事務所蔵『正倉院御物目録十二(未修古文書目録)』(一)」「(三)」(『正倉院紀要』二三・二五、二〇〇一年三月～二〇〇三年三月)、西洋子「未修古文書目録」と「続々修正倉院古文書目録」の対照表(一)」「(『正倉院文書研究』一一、二〇〇九年二月)、西洋子・矢越葉子「同(二)」(『同』一二、二〇一一年一月)、同「同(三)」(『同』一三、二〇一三年一月)

(38) 「出挙之内」を財源とする月借錢解は多く、この⑤にも見られるが、No.

31の一部のみが対応する理由は明らかでない。これは利息のみが返納され本錢の返納は記されていない。前欠であるので完済符号の有無は不明であるが、奥にまだ余白があるのに記載がない。本錢の未返納が問題で⑤に記されたのかもしれない。

(39) 榮原永遠男「奈良時代の阿弥陀悔過——阿弥陀悔過知識交名」について——(『続日本紀研究会編『続日本紀と古代社会』塙書房、二〇一四年二月)

(40) 山下有美は奉写一切経所の主導としたが、もう少し限定的に考えたい。

(41) 中には月借錢を元手に利殖を図ったり、写経所幹部たちとの関係構築の手段としようとした者がいたことを完全に否定することはできない。しかし、わずか一〇〇〇文未満程度の錢で仮に利殖を図ったとしても、高が知れている。また市川理恵は、月借錢を借りたことが有効に機能して地位をあげたり、何らかの有利な状況がもたらされたりする状況を想定したが、そのような事例は見いだせない。